

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第45回理事会

平成12年3月

第 4 5 回 通常理事会次第

平成12年3月23日(木) 午後6時～

四谷・スクワール麹町・3F 華

1. 定 足 数 報 告

2. 開 会

3. 議 事

(1) 議事録署名人選出

(2) 議 案

第1号議案 評議員の交代に伴う新評議員選出の件

第2号議案 平成12年度事業計画及び収支予算(案)承認の件

第3号議案 国連大学との協力に関する事業運営委員会了承の件

4. 報 告 事 項

理事長選任に関する現況について

募金の現状について

5. そ の 他

次回の理事会について

その他

平成 12 年度事業計画（案）及び収支予算（案）

平成 12 年 3 月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成12年度事業計画 (案)

(平成12年4月1日～平成13年3月31日)

平成12年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業、女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を以下のとおり行うものとする。

1 国民的な償いを表す事業

2 医療・福祉支援事業

3 女性の名誉と尊厳を守るための事業

(1) 啓発事業

- ・ポスター、新聞、テレビ、雑誌広報、及びQ&Aの小冊子等による広報活動、並びに地方対策会議等において女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発の実施

(2) NGO広報活動支援事業

- ・女性の名誉と尊厳を守る広報・啓発活動、及び被害女性の救済に関する広報・啓発等を行うNGOに対する支援

(3) 国際会議事業

- ・今日的な女性問題をテーマに国際会議を開催し、また諸外国のNGO、学識者等との意見交換の実施

(4) 調査研究事業

- ・女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態や原因の究明及び対策を講じるための調査研究

(5) 総合相談センター事業

- ・名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性に対する電話相談の実施
- ・今日的な女性問題に関する相談活動を行っている相談員に対する研修会の実施

(6) メンタルケア技術開発事業

- ・名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性の視点に立ち精神的・心理的側面を庇護し得る技術開発等の研究会の実施

平成12年度収支予算書(案)

(平成12年4月1日から平成13年3月31日)

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較 増 △ 減	備 考
【収入の部】				
基本財産運用収入	200,000	200,000	0	
寄 附 金 収 入	150,000,000	557,000,000	△ 407,000,000	
国庫補助金収入	294,978,000	303,249,000	△ 8,271,000	政府より
国庫拠出金収入	165,678,000	165,678,000	0	政府より
雑 収 入	390,000	150,000	240,000	
当 期 収 入 合 計	611,246,000	1,026,277,000	△ 415,031,000	
前期繰越収支差額	600,000,000	766,832,000	△ 166,832,000	
収 入 合 計	1,211,246,000	1,793,109,000	△ 581,863,000	
【支出の部】				
事業費支出	830,015,000	1,275,329,000	△ 445,314,000	
償い金支給事業	270,000,000	366,000,000	△ 96,000,000	
医療福祉支援事業	372,000,000	721,483,000	△ 349,483,000	
女性名誉尊厳事業	188,015,000	187,846,000	169,000	
管理費支出	106,601,000	115,001,000	△ 8,400,000	
人 件 費	66,661,000	73,291,000	△ 6,630,000	
事 務 費	39,940,000	41,710,000	△ 1,770,000	
特定預金繰入支出				
退職引当預金繰入支出	362,000	402,000	△ 40,000	
予 備 費	260,000	10,000,000	△ 9,740,000	
当 期 支 出 合 計	937,238,000	1,400,732,000	△ 463,494,000	
当 期 収 支 差 額	△ 325,992,000	△ 374,455,000	48,463,000	
次期繰越収支差額	274,008,000	392,377,000	△ 118,369,000	

【 部内資料 】

平成 12 年度事業計画付属資料（補助事業）

平成 12 年 3 月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

参考資料 平成12年度事業執行計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
510 一般事務													
520 運営審議会等	理事会 運営審議会 評議員会	理事会 評議員会	運営審議会	理事会 運営審議会		三者懇	運営審議会	理事会	運営審議会	理事会 評議員会	運営審議会	理事会 運営審議会 評議員会	
530 民間支援金調関連事務			近畿ブロック		中国四国ブロック 東海北陸ブロック		北海道ブロック 東北ブロック	関東甲信越ブロック			九州沖縄ブロック		
540 海外事情調査	スイス(ジュネーブ) フィリピン		オランダ	フィリピン	スイス(ジュネーブ) インドネシア		フィリピン	オランダ	フィリピン	韓国 台湾	インドネシア		
610 一般啓発事業	啓発金助成金(各事業二 と) 新聞広告制作開始	新聞広告(募金)	基金ニュース制作開始	基金ニュース発行 TV制作開始 雑誌広告制作開始	交通広告・ポスター制 作開始	①雑誌広告(2誌)②TV 放映③ビデオ制作開始 ④新聞広告制作開始⑤ TV制作開始	交通広告 新聞広告(募金) ポスター 配布	ビデオ配布	TV放映 基金ニュース制作開始	外国紙広告制作開始 基金ニュース(発行) 雑誌広告制作開始	新聞広告(外国) 外国史料配布	雑誌広告(1誌)	
620 Q&A作成事業			作業開始>>>>	>>>>>>>	>>>>>>>	>>>>>>>	>> 企画会議>	>デザイン決定>	>>>>>>>	印刷・発送			
630 地方対策会議事業		事業報告会(3ブロック)	事業報告会(1ブロック)	事業報告会(2ブロック)	NGO(東北)	セミナー(北海道・東北)	セミナー(関東3地区)	NGO(沖縄)	セミナー(中国)	・事業報告会(1ブロッ ク) ・セミナー(九州)	報告書作成・配布		
640 NGO広報活動民間シェルター支援 事業	準備始め切り	準備書書送、ヒヤリン グ、助成決定・通知、 支払手続済	支援開始>>>	>>>>>>>	>>>>>>>	>> 中間支援>	>>>>>>>	>>>>>>>	精算・評価会 2001年度事業要項				
650 国際会議事業				「女性に対する暴力」 会議				「女性と司法」会議	報告書作成・配布				
660 調査研究事業	・研究金の調査 ・女性問題関連の調査 研究 ・資料整理	>>>>>>>	>>>>>>> 研究会	>>>>>>>	>>>>>>>	>>>>>>> 研究会	>>>>>>>	>>>>>>> 研究会	刊行・配布				
670 総合相談センター事業				ワークショップ3回		ワークショップ4回							
680 インターネット技術開発事業	・研究金の調査 ・報告書作成 ・カウンセリング技術の 研究、開発、作成	>>>>>>>	加害者再教育(米国)	>>>>>>>	>>>>>>>						報告書作成等		

平成12年度女性アジア平和友好活動事業費等補助金に係る補助事業計画書

1 事業名 : 一般啓発事業経費 (女性尊厳事業経費/啓発事業経費)

2 目的 : アジア女性基金は、国民と政府の協力により成り立っている点を踏まえ、国民と基金をつなぐという視点に立った今日的な女性問題などの広報・啓発事業を行う。これらの事業を通じて、元「慰安婦」への国民的な償い、今日的な女性問題などへの取り組みについて、国民の理解、協力、参加を求める。また国際的な基金事業の理解促進を行う。

3 内容 : 基金事業に関する情報、そこから得た成果を「基金ニュース」の発行、プレスリリース、新聞、雑誌ポスター、テレビ等を通して公開し、実際にNGO、NPOその他の機関紙等で活用できるような形に作り上げる。それを基に基金活動の発展と国民との対話を進める。

4 理由 : これらの事業を通じて、これまでに基金に賛同してくれた人々、さらにはNGO、NPO等との報告・対話の場を設けることは基金にとり大切なことである。

5 効果 : 「基金ニュース」、プレスリリース、国内外の新聞、雑誌への広告、ホームページ等により基金事業の理解促進を高めるのみでなく、元「慰安婦」問題を教訓として、今日的な女性問題に関する知識を与えると同時に、その対処方法等を積極的に考える機会を与える。

6 スケジュール : ①「基金ニュース」 2回 7月、1月
② プレスリリース 随時
③ 新聞広告 (内容：国民へのメッセージ、基金の事業や今日的な女性問題について)
ア、中央紙地方版・地方紙 2回 7ブロック 5月、10月

イ、外国紙	1回	2月	
④ 女性に対する暴力についての啓発・広告			
ア、テレビ番組作成・放映	1回	12月	
イ、啓発ビデオの作成・配布	1回	11月	
ウ、啓発ポスターの作成・配布	1回	10月	
エ、雑誌広告	2回	9月 2誌	3月 1誌
オ、交通広告	1回	10月	
⑤ 基金のあゆみ広告			
テレビ番組作成・放映	1回	9月	
⑥ 子どもポルノ問題啓発ビデオの作成・配布	1回	11月	
⑦ 外国資料の翻訳・配布	国連等外国資料	1回	2月
⑧ ホームページの制作	基金ニュース	2回	7月、1月
	資料書籍の更新・追加	1回	12月

1 事業名 : Q&A作成事業経費 (女性専断事業経費/啓発事業経費)

2 目的 : 女性の名誉と尊厳に係る問題の歴史的経緯、社会学的、心理学的背景を考察し、各事例に沿って、社会的個人的対応を小冊子にまとめる。こういった小冊子は、社会の広い層の読者、特に男性に問題の予防に参画するための知識を増進するものである。また、小冊子形式は、簡潔に問題を把握できる効率の良いツールである。

3 内容 : 今日的なテーマを取り上げて小冊子の作成する。また過去4年にわたり蓄積した研究成果に予防や解決の提案を加えた小冊子等も作成する。その上で社会一般に幅広く啓発を行うことを目的に、学校・図書館等を含め従来の

配布先を超えた一般社会を対象に広く配布する。

ア 女性に対する暴力対応に関する小冊子

(5月～1月)

DV、セクハラ等に関する対応マニュアルの作成。被害者への対応のみでなく加害者の男性への対応・対策に関する内容を想定

イ 国際人身売買に関する小冊子

(5月～1月)

子どもの売買春、子どもポルノ禁止の法律施行に鑑み、漫画でアジアの実態や日本の法律を平易に解説。またインターネット上でボーダーレスに性的及び商業的に搾取されている子どもの人権についての内容を想定

ウ 「援助交際」に対する男性の意識に関する小冊子

(5月～1月)

委託調査報告書をまとめることを想定

4 理 由 : 女性に関する種々社会的問題が深刻化していて、その解決や対策が急務である現状から、解決に携わる専門家（カウンセラー、ケースワーカー）のみならず、幅広い層の国民が系統的な事実と認識を得るための貴重な手引きになる。

5 効 果 : 市民層の問題意識を高め、予防や解決に参画する人々の輪が広がる。

6 スケジュール : 作成開始

5月

刊行

1月

1 事業名 : 地方対策事業経費 (女性専断事業経費/啓発事業経費)

2 目的 : 基金の事業について理解を得、広く意見を反映するため各地で啓発を行う。同時に、事業推進のための協力関係を醸成する。

3 内容 : ア 報告会(事業説明会)の開催 7ブロック 各1回

7ブロック: 北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州沖縄

イ セミナー、講演会(今日の女性問題について)の開催 7ブロック 各1回

ウ NGO、自治体等との研究会、交流会、 東北ブロック、沖縄 各1回

[講師] 関係省庁や地方自治体、労働団体・市民団体等の協力を得ながら、下記に挙げる専門家や基金関係者を講師として、事業報告会、講演会、交流会、研究会を開催する。

- ・ 基金の呼びかけ人、理事、運営審議会委員
- ・ 有識者、弁護士、NGO関係者
- ・ 基金の他事業に関連して来日する専門家(例えば国際会議、メンタルケア事業等により招聘される専門家)

[場所] 従前より募金活動の活発な地域、女性問題への対策や教育に力を入れている地方自治体から選択する。

エ 報告書作成・配布

4 理由 : 報告会や講演会、交流会を通じて広く国民の意識の向上を図る。

5 効果 : 一般市民の基金事業への理解を促進し、地域とのつながりを醸成すると共に、各地域の問題への取り組みやNGOの活動の現状を知り、今後の支援の在り方を探ることが期待できる。

6 スケジュール :	ア 事業報告会の開催	7ブロック	5月～3月	5月 3回、6月、7月 2回、1月
	イ セミナー、講演会の開催	7ブロック	5月～2月	9月 2回、10月 3回、12月、1月
	ウ NGO、自治体との研究会・交流会	東北ブロック、沖縄	5月～12月	8月、11月
	エ 報告書作成、配布		12～2月	

1 事業名 : NGO広報支援事業経費 (女性尊厳事業経費/事前防止事業)

2 目的 : 女性の人権、名誉、及び人間としての尊厳を守る事業を行うNGO,さらに被害女性の救済事業を行うNGO広報活動支援を行うことにより、国内及び国際的なNGOと共に女性の状況を把握、啓発・変革への貢献をする。

3 内容 : 下記の事業を行うNGOに対し、適切な支援を行う。

ア 女性の基本的人権の尊重・促進に関わる事業 (講演会の開催等)

イ 女性の自立につながる支援となる事業 (啓発パンフレットの作成等)

ウ 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援 (資料の作成等)

4 理由 : 国際的にも国内的にも、女性の名誉と尊厳を侵害する行為の防止を啓蒙、推進し、市民社会に貢献を行うNGOの多くと、できるだけ良好な相互連帯、及び協力関係を維持することは、必要不可欠な要素である。

5 効果 : ① 紛争や家庭内暴力など、被害者となる女性の数は、国際的にも国内的にも減少する兆候が全く見られない状況に鑑み、こういった問題を取り上げるNGOが発展することは不可欠であると同時に、それらのNGOを支援することは基金設立の基本線と合致し、社会と国民に貢献する。

- ② 様々な暴力の犠牲となった女性を救うために活躍しているNGOを支援し、協力することにより、現状と密接に結びついた事業を展開できる。
- ③ 各NGOより申請された事業への支援の結果、NGO発展のための環境づくりに寄与する。

- 6 スケジュール :
- ① 平成12年度募集要項配布・発表
 - ② 申請締め切り 4月末
 - ③ 申請書審査、ヒヤリング、支援の決定・通知、支払手続等 5月
 - ④ 評価会 12月

1 事業名 : 国際会議事業経費 (女性尊厳事業経費/事前防止事業)

- 2 目的 :
- ① 女性の人権に関わる問題について、国外、国内の人々が集まり、問題の現状について情報・意見交換や共通の行動計画設定をすることにより、参加者及び参加団体が連携を強め、各国での効果的な対応を促進する。
 - ② 海外の女性問題専門家を招聘し、講演会研修会等を開催して一般社会に対し広く国内外の問題を啓発する。
 - ③ 顔の見える関係を構築することにより、緊密な連携を通して、女性が暴力や人権侵害に直面している現状・防止も含めて広く日本社会に啓発することを目的とする。

- 3 内容 :
- ① 国際会議の主催
 - ア 「女性に対する暴力」に関する会議
 - 夫や恋人からの暴力あるいは国際人身売買により性的に搾取される女性や子どもについて国際的な対応と対策を検討する会議
 - イ 「女性の尊厳と司法環境」に関する会議

暴力を受けた女性は、二重の被害をおそれて警察や裁判所に救済をもとめることを躊躇する。警察、裁判制度が女性にとって真に保護・救済機関として機能できるように提言等をまとめるための会議

② 報告書の作成・配布

4 理 由 : 女性の人権に対する日本人の意識、及びアジアにおける問題についての認識を高め、解決策などを探る。

5 効 果 : 地方対策及び啓発活動への発展が期待できる。

6 スケジュール : ① 国際会議の主催

ア 「女性に対する暴力」に関する会議 7月

イ 「女性の尊厳と司法環境」に関する会議 11月下旬

② 報告書の作成・配布 12月

1 事業名 : 調査研究事業経費 (女性尊厳事業経費/事前防止事業)

2 目 的 : 過去から現在に至る女性問題の実態、原因、対策等を研究するための調査研究を行い、その成果をまとめ刊行する。

3 内 容 : ① 女性問題関連の調査研究

ア 「女性への暴力の実態及び子どもへの影響について」実態調査

イ 「女性に対する暴力対応資源について」研究

ウ 「売春防止法とDVによる女性保護法の整合性について」調査研究

② 研究会の開催「武力紛争下における女性の人権」研究会

研究会は武力紛争下における女性の人権を国際法、政治学、女性学などの多様な側面から議論することを
目指して発足。2000年には特に紛争予防策と解決のシステムについて議論し提言につなげる。

③ 国際機関その他の女性の人権、暴力等に関する資料の翻訳

④ 研究成果の刊行・配布

4 理 由 : 夫の暴力、武力紛争下での強姦、強制妊娠など、女性に対する人権侵害が続いている現状に対し、問題解決の
糸口を見つけるための調査、研究を行い、対策を提言する。

5 効 果 : 報告書の作成、配布により、女性の人権問題に対する関心を高め、社会一般の啓発を促す。

6 スケジュール :	① 女性問題関連の調査研究	4月～11月
	② 研究会の開催	4,6,9,11,12月予定
	③ 国際機関その他の女性の人権、暴力等に関する資料の翻訳	4月～11月
	④ 研究成果の刊行、配布	12月

1 事業名 : 総合相談センター事業経費 (女性尊厳事業経費/被害者救済活動事業)

2 目 的 : 女性の名誉と尊厳を害する種々の暴力や虐待の被害を受けた女性に対し、女性の視点からの電話相談を行う。
また相談員及びに援助者に対し、女性の視点からの研修会を開催することにより、被害女性が暴力を訴え、
相談をし易い環境作りに貢献する。

3 内 容 : 電話相談の委託並びに相談員及び援助者への研修会を行う。

- 4 理 由 : 現在、暴力や虐待を受けた女性たちを総合的に支援していく社会的な支援態勢が十分とはいえない状況にある。しかし表面化する被害件数は年々増加の傾向にあり、対応できる相談機関及び相談員の絶対数と情報数が不足しているため多数の被害者が状況を改善できないでいる。そのため、被害者が電話で相談しやすい環境を用意すると同時に、研修会を開催し、人材を育て対応できるようにする。電話相談については経験のある専門機関に委託する。
- 5 効 果 : ① 電話相談により、暴力を受けている女性がプライバシーを気にすることなく相談をできる機会を引き続き確保する。
② 相談員の意識や技術を向上させる。
- 6 スケジュール : ① 電話相談（委託） (週2回、1日6時間) 4～3月
② 相談員研修会の開催 (首都圏4ヶ所、地方1回) 5ヶ所 5～2月
③ 相談員マニュアル (研修報告を内容) の作成 2月

1 事業名 : メンタルケア技術開発事業経費 (女性専断事業経費/被害者救済活動事業)

- 2 目 的 : メンタルケアに関する技術開発のために研究会を持ち、情報交換を行うと共に、新しい技術の開発を図り、支援体制の確立を目的とする。
- 3 内 容 : ① メンタルケアに対する「女性の視点」研究—婦人相談員を中心に 5回
② 「和解・より良いコミュニケーション」技術の開発研究—精神科医・医療関係者を中心に 5回
③ 暴力を振るう男性に対する「再発防止・再教育開発」研究—米国のカリキュラムを中心に 5回

4 理 由 : メンタルケアに対する様々な角度からの研究を行政機関・医療機関等の専門家の間で行うことにより、日本の社会に適合した新しい方法を開発し、被害者支援の体制を作る。

5 効 果 : ① 行政機関関係者と他機関関係者とのネットワークを広げることができる。
② メンタルケアに関する新しい情報を広く配布することにより、他機関と連携し、協力体制を作ることができる。
③ 加害者への対応・対策に資する。

6 スケジュール :	① メンタルケアに対する「女性の視点」についての研究会	4～8月
	② 「和解・より良いコミュニケーション」技術の開発研究会	4～8月
	③ 暴力を振るう男性に対する「再発防止・再教育開発」研究会	4～8月
	④ 各研究報告書作成	2月

(仮訳)

「アジア女性基金」事業実施のための日本政府の
拠出金の管理及び使用に関するガイドライン

1. 「女性のためのアジア平和国民基金事業運営委員会」（以下、「アジア女性基金事業運営委員会」）は、（財）「女性のためのアジア平和国民基金」が実施する事業を支援するため、女性の人権等の分野において知見を有する「国連大学」の協力と助言を得ることを目的として設置された委員会であり、右支援にかかる資金として、日本政府よりの拠出を受ける。

2. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息に関して、その管理、使用のために口座を開設する。

3. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息が適正かつ効果的に管理、使用されるよう確保する。右拠出金及びその利息については、専ら本件拠出の目的に合致した事業費及び右事業実施にかかる事務経費としてのみ使用する。なお、右拠出金及びその利息の使用に関し、事前に日本政府と協議することとする。

4. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息を使用して実施される事業に関し、事業計画書を策定の上、日本政府に提出する。また、右事業計画に変更が生じた場合は、速やかに日本政府に報告の上、変更された事業計画書を日本政府に提出する。

5. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息を使用して実施される事業に関し、毎会計年度終了後、事業報告書及び決算報告書を日本政府に提出する。また事業実施に関連して生じる如何なる問題についても日本政府に連絡・協議する。

6. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息に関し、本拠出の目的に反して使用されたことが明らかになった場合は、日本政府に速やかに返還するものとする。また、未使用金が生じた場合は、その扱いについて日本政府に協議するものとする。

GUIDELINES FOR
THE ADMINISTRATION AND DISBURSEMENT OF
THE FINANCIAL CONTRIBUTION OF THE GOVERNMENT OF JAPAN
TO IMPLEMENT THE ASIAN WOMEN'S FUND PROGRAMMES

1. The Asian Women's Fund Programmes Steering Committee (hereinafter referred to as "Steering Committee") was established for the purpose of obtaining cooperation and advice from the United Nations University (hereinafter referred to as "UNU"), which has sufficient knowledge in such areas as women's human rights, in order to support the programmes implemented by the Asian Women's Fund. The Steering Committee receives financial contribution of the Government of Japan as funds required for its support for the programmes.

2. The Steering Committee shall open a bank account in order to administer and disburse the financial contribution stated in Clause 1 and the interest accruing from it.

3. The Steering Committee shall ensure that the financial contribution stated in Clause 1 and the interest accruing from it are appropriately and effectively administered and disbursed. The financial contribution and interest shall be used exclusively to cover the costs required for the implementation of the programmes that conform to the purpose of the above contribution and the administration costs incurred in the implementation of the programmes. The Steering Committee shall consult with the Government of Japan in advance about how to use the above financial contribution and interest.

4. The Steering Committee shall establish and submit to the Government of Japan an annual implementation plan for the programmes which are implemented by disbursing the financial contribution stated in Clause 1 and the interest accruing from it. If there occur changes in the annual implementation plan, the Steering Committee shall immediately inform and consult with the Government of Japan about them and submit a revised plan.

5. After the end of each fiscal year, the Steering Committee shall submit to the Government of Japan an annual implementation report and a financial statement on the programmes implemented by disbursing the financial contribution stated in Clause 1 and the interest accruing from it. The Steering Committee shall also inform and consult with the Government of Japan about any question arising out of the implementation of the programmes.

6. In the event it turns out that the financial contribution stated in Clause 1 and the interest accruing from it are used against their purpose, the Steering Committee must return the financial contribution to the Government of Japan. The Steering Committee must consult with the Government of Japan concerning any unused contribution that might occur.

(仮訳)

「女性のためのアジア平和国民基金事業運営委員会」
(運営委員会規則)

「女性のためのアジア平和国民基金事業運営委員会」(以下「運営委員会」)は、別添の「国連大学」及び(財)「女性のためのアジア平和国民基金」(以下「アジア女性基金」)の間の協力に関する合意に規定された事業を適正に実施するために「女性のためのアジア平和国民基金事業運営委員会規則」(以下「運営委員会規則」)をここに定める。

第1条

構成

1. 「運営委員会」は、「アジア女性基金」を代表する委員及び「国連大学」を代表する委員より構成される。
2. 「運営委員会」は、必要な場合には、日本国政府の代表をオブザーバーとして招待することができる。

第2条

役員

1. 「運営委員会」の委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
2. 監事を「運営委員会」において選任する。
3. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

第3条

会合

1. 「運営委員会」は、少なくとも1年に2回、委員長の召集により、委員の参加を得て開催されるものとする。
2. 前項の他、委員若しくは監事のそれぞれの求めに応じて、特別に「運営委員会」を開催することができる。

第4条

議長

「運営委員会」は委員長が議事の進行を行う。

第5条

機能

1. 「運営委員会」は、「アジア女性基金」事業実施のための日本政府の拠出金の管理及び使用に関するガイドラインに従って、右拠出金の管理及び使用についての責任を負う。
2. 「運営委員会」は、日本政府の拠出金を使用して実施される「アジア女性基金」事業及び「国連大学」事業の年次事業計画書及び予算を策定し、日本政府に提出しなければならない。
3. 「運営委員会」は、毎会計年度終了後、日本政府の拠出金を使用して実施された「アジア女性基金」事業及び「国連大学」事業の年次事業報告書及び決算報告書を策定し、監事の監査を受けた上で、日本政府に提出しなければならない。

第6条

会計年度

「運営委員会」の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条

事務局

「運営委員会」は、運営委員会の事務局として事務局長及び事務局員を「アジア女性基金」又は「国連大学」の職員の中から指名することができる。

第8条

議事録

「運営委員会」の議事については、第7条の事務局が議事録を作成し、保存しなければならない。

第9条

決定

「運営委員会」は、委員の総意により決定を行う。

第10条

変更

「運営委員会」は、その職務の効果的实施を図るために「運営委員会規則」を見直すことができる。

第11条

その他

「運営委員会規則」に定めるもののほか、「運営委員会」の運営に関し必要な事項は、「運営委員会」の決定を経て、委員長が別に定める。

RULES OF PROCEDURE OF THE ASIAN WOMEN'S FUND PROGRAMMES STEERING COMMITTEE

The Asian Women's Fund Programmes Steering Committee (hereinafter referred to as "Steering Committee") hereby sets the "Rules of Procedure of the Asian Women's Fund Programmes Steering Committee" (hereinafter referred to as "Rules of Procedure") for the purpose of appropriate implementation of the programmes stated in the attached "Agreement of Cooperation between the United Nations University (hereinafter referred to as "UNU") and the Asian Women's Fund (hereinafter referred to as "AWF")."

RULE 1

MEMBERS

1. The Steering Committee consists of representatives of the AWF and the UNU.
2. The Steering Committee may, when necessary, invite representatives of the Government of Japan as observers.

RULE 2

OFFICERS

1. The Chairperson, Vice-Chairperson shall be mutually elected.
2. The Steering Committee shall elect Auditor.
3. The officers' terms of service are two years. However, officers may be reelected.
4. When the Chairperson becomes involved in an accident or the chairperson's post becomes vacant, the Vice-Chairperson shall act on the chairperson's behalf.

RULE 3

MEETINGS

1. The Steering Committee, upon the Chairperson's recommendation, shall meet at least twice a year with participation of the members.
2. Besides the above meetings, special meetings of the Steering Committee may be held at the request of either members of the Committee or the Auditor.

RULE 4

CHAIRMANSHIP

The Steering Committee shall be presided over by the Chairperson.

RULE 5

FUNCTIONS

1. The Steering Committee shall be responsible for the administration and disbursement of the financial contribution of the Government of Japan in accordance with the "Guidelines for the Administration and Disbursement of the Financial Contribution of the Government of Japan to Implement the Asian Women's Fund Programmes "
2. The Steering Committee must establish and submit to the Government of Japan an annual implementation plan and an annual budget for the AWF programmes and the UNU projects which are implemented by disbursing the financial contribution of the Government of Japan.
3. After the end of each fiscal year, the Steering Committee must submit to the Government of Japan, upon an audit by the Auditor, an annual implementation report and an annual financial statement on the AWF programmes and the UNU projects implemented by disbursing the financial contribution of the Government of Japan.

RULE 6

FISCAL YEAR

The fiscal year of the Steering Committee shall start on April 1 of each year and ends on March 31 of the following year.

RULE 7

SECRETARIAT

The Steering Committee may appoint staff members of the AWF or the UNU as the Secretary General and staff of the Secretariat of the Steering Committee.

RULE 8

SUMMARY RECORD

The summary record must be taken and filed by the Secretariat stated in RULE 7.

RULE 9

DECISIONS

The Steering Committee shall make decisions by consensus.

RULE 10

AMENDMENTS

The Steering Committee may make any amendments to the "Rules of Procedure" as it may find appropriate to facilitate the efficient performance of its tasks.

RULE 11

OTHERS

Any rules necessary for the administration of the Steering Committee other than the ones laid down in the "Rules of Procedure" shall be set separately by the Chairperson, following the Steering Committee's decision.

(仮訳)

国連大学及びアジア女性基金の間の協力に関する合意

国際連合総会の下での自律的な機関であり日本国の東京に本部を有する国連大学（以下「大学」という。）及び

東京に所在する非営利団体であるアジア女性基金（以下「基金」という。）は、

特に女性問題及び女性の地位向上への戦略に関する協力を展開し及び促進することを欲して、

以下のとおり合意した。

1. 「大学」及び「基金」は、女性の人権及びその他の女性に関する問題に係る計画又は企画に関する活動を共同して実施するものとする。
2. 「大学」は、今日の女性の人権問題に関する研究活動（以下「大学事業」という。）の展開及び実施について責任を有する。「大学」は、「大学事業」の研究成果を大学独自の見解として発表することができる。「基金」は、今もなおいわれなき暴力及びその他の非人道的な行為に苦しむアジアに居住する女性に対し人道的な支援を提供する政府又は非政府組織の活動を支援する多様な企画（以下「基金事業」という。）の展開及び実施について責任を有する。これに関連して、本合意の下でとり行われる「大学事業」及び「基金事業」に関し、「大学」は国際連合の関連する機関との連絡を図り、「基金」は、日本政府当局との間の連絡をそれぞれ図るものとする。
3. 「大学」及び「基金」は、それぞれ上記の「大学事業」及び「基金事業」の実施のために必要となる費用について責任を負うものとする。
4. 「大学」及び「基金」は、本件共同事業の円滑な実施を図る運営委員会を設立する。運営委員会は、必要な場合には、「大学事業」及び「基金事業」の実施により生じた共同の費用についてそれぞれが負担すべき額について決定するものとする。運営委員会の会合には、日本国政府の代表をオブザーバーとして招待することができる。

5. (1) この合意の解釈又は適用について、大学と基金の間で疑義が生じたときは、両者の協議により解決を図るものとする。

(2) 大学と基金は、協議により解決に達しない場合には、他の適切な解決方法を定めなければならない。

6. この合意に規定されていないその他の関連する事項については、個別に誓簡の交換により合意されるものとする。

この合意は、両当事者が署名した時点から10年間効力を有するものとし、両当事者の合意により延長される。いずれの当事者も6ヶ月前の書面による通報をもってこの合意を終了させることができる。この合意の条文は、両当事者の書面による合意により何時でも改正することができる。

東京において、それぞれ1996年10月17日に本書2通を英語で作成した。

国際連合大学のために、

アジア女性基金のために、

署名

上級副学長

猪口 幸

署名

理事長

原 文兵衛

(了)

AGREEMENT OF COOPERATION
BETWEEN
THE UNITED NATIONS UNIVERSITY
AND
THE ASIAN WOMEN'S FUND

THE UNITED NATIONS UNIVERSITY (hereinafter referred to as "UNU"), an autonomous organ of the General Assembly of the United Nations, with its Headquarters in Tokyo, Japan, and

THE ASIAN WOMEN'S FUND (hereinafter referred to as "AWF"), a non-profit organization, located in Tokyo, Japan,

DESIRING to develop and promote cooperation, particularly the issues on women and strategies for their advancement,

HAVE AGREED as follows:

1. The UNU and the AWF shall jointly undertake project/programme activities on women's human rights and other related issues on women.
2. The UNU shall be responsible for the development and implementation of the activities on the research project on today's women's human rights (hereinafter referred to as "UNU Projects"). The UNU may publish the fruits of the UNU projects as its own view. The AWF shall be responsible for the development and implementation of the various programmes to support the activities of the governmental and non-governmental organizations, which are providing humanitarian support to women living in Asia who are presently suffering from gratuitous violence and other inhumanities (hereinafter referred to as "AWF Programmes"). In this connection, the UNU will liaise with relevant organs of the United Nations and the AWF with the authorities of the Government of Japan, respectively, concerning the UNU Projects and the AWF Programmes which shall each be undertaking under this Agreement.
3. Each party shall be responsible for all the costs respectively required for the execution of the above UNU Projects and AWF Programmes.
4. The UNU and the AWF shall set up a Steering Committee to help administer the smooth operation of the joint undertaking. The Steering Committee shall, when necessary, determine the amount to be shared by each party for the joint costs incurred in the implementation of the UNU Projects and AWF Programmes. A representative of the Government of Japan may be invited, as an observer, to the meetings of the Steering Committee.

5.(1) If any question arises between the UNU and the AWF relating to the interpretation or application of this Agreement, the parties shall endeavor to settle it by negotiation.

(2) If the UNU and the AWF fail to reach a settlement by negotiation, they shall make provisions for other appropriate modes of settlement.

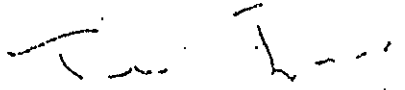
6. Any other relevant matters not covered in this Agreement shall be agreed upon separately through an exchange of letters.

This Agreement shall enter into force upon signature by both parties for a period of 10 years and shall be extended by mutual consent. Either party may terminate this Agreement by giving six months' notice in writing. The provisions of this Agreement may be amended at any time by mutual consent in writing.

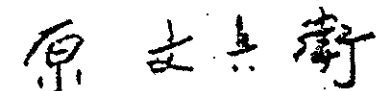
DONE in duplicate, in the English language, in Tokyo on October 17th 1996.

For the United Nations
University:

For the Asian Women's
Fund:



Takashi Inoguchi
Senior Vice-Rector



Bunbei Hara
President

寄附金収支調べ(平成11年度)

2000/3/15現在
(単位:円)

区分	寄附金収入			利息収入 (B)	収入合計 (A+B)=(C)	支出 (D)	差引預貯金 残額
	銀行口座	郵便振替	合計 (A)				
前年度末累計	440,766,664	2,346,981	442,860,571	2,093,907	445,207,552	234,027,950	211,179,602
4/2口座間組替	2,346,981	△ 2,346,981	0		(郵便貯金残高を銀行預金に組替え)		
再計	443,113,645	0	443,113,645	2,093,907	445,207,552	234,027,950	211,179,602
平成11 4	13,000	209,475	222,475	188,738	411,213	14,000,000	197,590,815
5	25,000	50,063	75,063	0	75,063	4,000,000	193,665,878
6	3,000	139,145	142,145	0	142,145	4,000,000	189,808,023
7	16,527	67,410	83,937	0	83,937	10,000,000	179,891,960
8	3,000	52,045	55,045	30,010	85,055	10,001,200	169,975,815
9	3,000	40,130	43,130	0	43,130	0	170,018,945
10	3,000	168,191	171,191	0	171,191	18,000,000	152,190,136
11	3,000	86,005	89,005	0	89,005	2,000,000	150,279,141
12	43,996	302,589	346,585	0	346,585	16,000,000	134,625,726
平成12 1	8,000	28,744	36,744	0	36,744	6,000,000	128,662,470
2	0	40,017	40,017	37,826	77,843	0	128,740,313
3	0	10,500	10,500	0	10,500	8,000,000	120,750,813
当期計	121,523	1,194,314	1,315,837	256,574	1,572,411	92,001,200	△ 90,428,789
当期末累計	443,235,168	1,194,314	444,429,482	2,350,481	446,779,963	326,029,150	120,750,813

2000年3月10日

インドネシアの「慰安婦」問題を考える会

共同代表 川田 文子 殿
大村 哲夫 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長職務代行

副理事長 山口 遼男

アジア女性基金（以下「基金」）は、昨年10月の貴会との面談後、12月にインドネシアに出張し、これまでに整備された11ヶ所の高齢者福祉施設のうち、ジャカルタ特別州「ウサハ・ムリア施設」並びにジョグジャカルタ州「アビヨソ施設」を視察するとともに、インドネシア政府関係者とも協議を行いました。

特に、インドネシア政府との協議では、①新政権樹立に伴う機構改革により、社会省は大統領直属の機関である国家社会福祉庁に移行することとなり、今後「基金」との事業は全て同庁が引き継ぐことになること、②新政権樹立後も、1997年3月に署名した覚書は有効であり、インドネシア政府は覚書締結当初と変わりなく事業を推進していくこと、③今後ともインドネシア政府と「基金」との間で一層緊密な連絡を取りながら事業推進を行っていくことにつき確認しました。

初年度及び2年度の事業概要は別紙のとおりですが、3年度事業計画については、西ジャワ州、中部ジャワ州、東ジャワ州、南スマトラ州、ベンガル州の5つの地域に1ヶ所ずつ建設する予定であり、事業計画確定次第、「基金」がその内容を確認の上、送金する予定となっております。

なお、高齢者福祉施設以外のご質問については、以下のとおりです。

1. 「MOU」は、インドネシア政府と「基金」との間の覚書であり、公開についてはインドネシア政府の同意が必要となりますが、現時点では「MOU」の性格上公開は考えておりません。
2. 「慰安婦」問題に取り組んできたインドネシアの NGO との接触及び共同作業については、インドネシア政府は外国の団体がインドネシア国内 NGO と直接接触することは控えて欲しいとの立場であり、「基金」としてはかかるインドネシア政府の立場を尊重せざるを得ないと考えます。そのために仮に「基金」がインドネシア国内の NGO と話し合いの場を持つことになった場合においてもインドネシア政府関係者にも同席していただくことになると思われます。
3. 『「慰安婦」問題関係調査報告書・1999』については、「基金」発足当初から「従軍慰安婦資料の収集と整備」を掲げ、「慰安婦」問題が二度と繰り返されることのないよう「基金」内に「慰安婦」関係資料委員会を設置し、資料調査などを実施してきました。同報告書はその成果の一部です。倉沢報告は、インドネシアにおいて「慰安婦」問題がどのように認識されているかを明らかにするために行われたものです。
4. アロチタ（Alocita）は、インドネシアの社会学者など多くの専門家を組織する団体と承知していますが、「基金」の本事業とは関係ありません。

別紙 インドネシアにおける事業概要

I 初年度事業

施設名	州名	定員	事業費 Rp
ウェニン・ワルドヨ	中部ジャワ州	10 人	146,000,000
バハギア	東部ジャワ州	10 人	146,000,000
アプディ	北スマトラ州	11 人	146,000,000
マパッカ・スング	南スラウェシ州	11 人	146,000,000
ミナウラ	東南スラウェシ州	9 人	146,000,000

II 第2年度事業

州名／施設名	州名	定員	事業費 Rp
ウサダ・ムリア	ジャカルタ州	20 人	182,000,000
チボチョック	西ジャワ州	10 人	165,800,000
アビヨソ	ジョグジャカルタ州	9 人	165,800,000
ジャサ・イブ	西スマトラ州	10 人	158,600,000
ウルガ・タマ	南スマトラ州	12 人	169,400,000
ニルワナ・プリ	東カリマンタン州	12 人	183,800,000

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 理事長殿

1999年10月8日

インドネシアの「慰安婦」問題を考える会
Solidaritas Masyarakat Jepang untuk ex
Ianfu Indonesia(SOMJII)

共同代表 川田文子 大村哲夫

質 問 状

私たちインドネシアの「慰安婦」問題を考える会は、当会の質問状に対する貴財団の回答（1998年2月24日付）受領後の状況を踏まえ、改めて下記の事項を質問しますので、お答えくださるようお願いいたします。なお、回答は前回同様に文書とし、裏付けとなる資料を添付されること、また、疑義を残さないために、回答をお渡しくださる際に貴財団の理事の説明を直接聞く機会を設けてくださるよう、あわせてお願いいたします。

記

一、「高齢者福祉施設建設事業」（以下「事業」）は、現在までにどのように実施されているのでしょうか。その具体的内容（以下の①～④）を知りうる資料を開示することによって明らかにしてください。なお、「事業」の前提となる貴財団とインドネシア社会省との間の「覚書（MOU）」について、当会はその公開を求めましたが実現されていません。この機会に一連の資料の一つとして開示されるようお願いいたします。

- ①資金の送金実績とその時期
- ②完成施設の名称・所在地
- ③完成施設の建築・設備——より具体的には、
 - (f) 各施設の建築規模と建築費の明細
 - (f) 施設内諸設備の明細とその購入費の明細
 - (f) 各施設の建築工事の請負契約業者名
 - (f) 各施設の建築請負契約年月日と完工年月日
- ④完成各施設の運営——より具体的には、
 - (f) 定員
 - (f) 入所実績（入所者の延人数）
 - (f) 元「慰安婦」の入所者実績

二、現在までの「事業」の成果について貴財団はどのように評価されていますか。その根拠となる資料とともに、お示ください。

念のため申し添えれば、その評価に当たっては、とりわけ次のような視点が重要と考えます。

- ①資金が適正に使われているか、
- ②「事業」が行われていること、およびその目的・趣旨が、被害者をはじめとするインドネシア社会の中にどのように浸透しているか。
- ③「事業」が、とりわけ被害者によって、どのように受けとめられているか。

三、インドネシアの元「慰安婦」に対して、今後どのような施策を講じられるつもりです

か。たとえば、

①「事業」は今後どのように実施されるのでしょうか。

②インドネシアにおける政権交代など、政治・社会情勢の変化に伴って、従来の施策の見直しをされる考えはありませんか。

③「慰安婦」問題に取り組んできたインドネシアの NGO との接触、さらには共同作業を行うというお考えはありませんか。

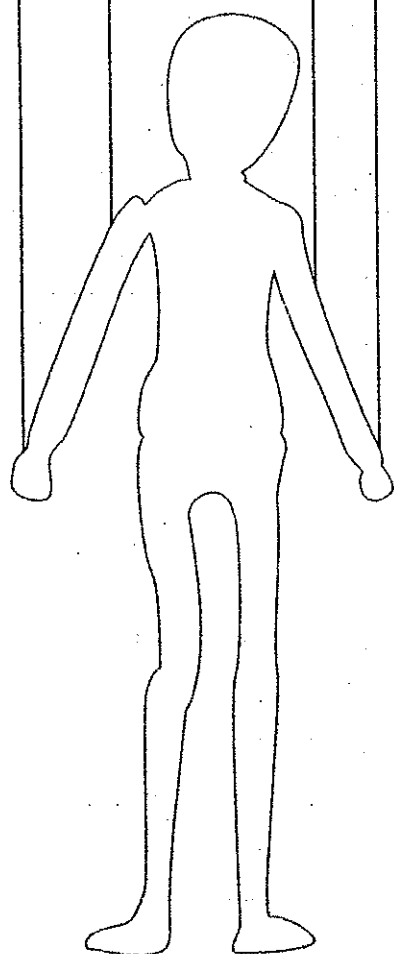
四、貴財団発行の『「慰安婦」問題調査報告・1999』には、倉沢愛子氏が1998年7月～9月に実施されたというインドネシアにおける調査報告書が掲載されていますが、この調査は貴財団の事業の一環として実施されたものでしょうか。そうであるとすれば、その目的は何でしょうか。

五、ジョクジャカルタにあるアロチタ Alocita なる民間団体と貴財団とはどのような関係にあるのでしょうか。

以上



No more
Sexual
Abuse.



報告書

知っておきたい児童買春・児童ポルノ問題

「守ろう！子どもの人権」講演会

1999年12月3日（金）福岡国際ホール

主催：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

（アジア女性基金）

後援：西日本新聞社

「児童買春・児童ポルノ問題—アジアにおける日本の役割」

ビティット・ムンターボーン

(タイ・チュラロンコン大学教授、元国連人権委員会子どもの人権特別報告者)

1990年から1994年まで、国連人権委員会の任命により、子どもの売買・買春・ポルノに関する特別報告者を務め毎年、すぐれた報告書を刊行。

エンバイアステイトビルと子どもポルノ

各国の社会的傾向を見ると、伝統的な基盤のもとに、子どもが買春の餌食になる、貧困により子どもが性取引の場に押しやられるという状況があります。今日では、近代的な形でコンピューターを使用しての「即時的」性的搾取もあるわけです。ある国の警察の話でした。インターネット上に提示されている子どもポルノを全部プリントアウトして重ねたら、高さはエンバイアステイトビルより高くなってしまいますよ、と。

日本は子どもポルノの発信・受信・中継基地

世界各国のジャーナリズムが日本をどのように報道しているのか。まず第一に、日本というのはセックスツーリズムの国であるというステレオタイプがありますね。また、女学生が性的搾取の対象にもなっている。女性や子どもの人身売買を行う犯罪網も存在する国である、と。インターネット上の子どもポルノでは、「日本は発信基地であり、受信基地であり、中継基地として機能している」と、言われているわけです。

国際社会の取り組み

すべての子どもが性的搾取から守られるように、「子どもの権利条約」が締結されてから、今年は10周年にあたります。1996年にはストックホルムで「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催され、①子どもを性的に搾取する側を処罰する必要がある ②犠牲者である子どもは罰せられることがあってはならない ③異文化を越えた協力体制を各国が用いる、などが合意されました。40ヶ国近くがこの作業の最終段階に入っているなか、日本ではいまだに行動計画ができていません。

2001年、日本で世界会議を

しかし、日本でも11月ようやく「児童買春・児童ポルノ禁止法」が施行されました。子どもの対象年齢が18才まで引き上げられた、犠牲者となった子どもの心のケアに重点をおいている、など評価できる点もいくつかありますが、その一方では、処罰規定がかなりあいまいであることが指摘できます。「自分一人で楽しむような私的な使用に対しては処罰規定がない」ところに大きな欠陥があるといえるでしょう。

今後は、インターネットの時代を視野に入れた、国境を越えた協力体制、処罰法の強化、認識の徹底、行政の取組み、啓発活動の一層の強化を進めるべきだと思います。2001年には、世界会議を日本で開催してみたいかがでしょうか。

ネットワークの重要性

特に、インターネットの*サービスプロバイダーの果たす役割は重要です。法律に基づいた規制に加えて、業界内に自己規制を用いる、つまり、違反行為を行っているものが業界内にいないかということを監視する倫理規定を業界がもてるかということも肝要です。

政府と業界の両者の協力のもとに規制を行っていく、という新しい方法も他国では生まれてきています。そして、NGOなどの第三者が窓口となって、インターネット上における子どもポルノ問題についての苦情や告発を受け付けるというやり方です。

みんなに課せられている責任

また、忘れてならないのは、この問題に大きな役割を果たしているのは、親、先生、子どもたち自身であるということです。こういった問題に誰が責任をもっているのか。みんなが責任をもっているという連帯責任という考え方。連帯責任があるのは、政府でもあり、インターネット業界でもあり、地域共同体であり、学校であり、親であるということをもっと訴えていかなければなりませんね。苦情を受け付けてもらえるホットラインなどを設置することによって、市民社会が力をもつ、インターネットの利用者もまた力をもつ、ということも必要ですね。

用語解説 **サービスプロバイダー** 個人の利用者がインターネットに接続するためには、利用者の端末（パソコンや携帯電話）とインターネットとの間の仲立ちをする民間の接続業者に登録する必要がある。この業者をサービスプロバイダーと呼ぶ。

「サイバーポルノと子どもの人権」

飯盛 豊

(サイバー・エンジェルズ日本代表)

サイバー・エンジェルズは、国内20名、世界中で1,200名のメンバーと、インターネット上の子どもポルノを撲滅するために、1) ネット・パトロール、2) インターネット教育プログラムの開発・展開、3) サイバー110番を柱に活動を行っています。

「日本発」の子どもポルノ

インターネット上で世界に向けて発信されている子どもポルノのほぼ半数は日本発である、という事実をご存知でしょうか。

インターネットには、地域や国境といった壁はなく、ボーダーレスに犯罪が世界中に広がる傾向があるということをもっと認識しなくてはなりません。また、例えば、ご自分のお子さんのわいせつな画像が知らない間に撮られて世界中に流され、ペドファイル（子ども性愛者）の仲間で売買されたら…ということも起こり得るということを念頭に、子どもポルノの問題を考えていただきたいのです。

国境のない犯罪

平成11年11月1日に日本で「児童買春・児童ポルノ禁止法」が施行された後、子どもポルノは一見減ってきているように見えます。しかし、実際何が起きているかというと、日本には法律ができたからまずいと、例えば、一夜にして画像をコピーして、日本のサーバーからロシアのサーバーに移すというようなことがいとも簡単に行われているのです。「永遠のイタチごっこ」ですね。

*チャットルームでのおしゃべりも、ルールを守らなければ、*サイバーストーキングに遭遇したり、思いがけないところで子ども達のプライバシーが侵害され、自分のメールアドレスや写真が全世界に広められて、2度と取り返しのつかない事件にもつながり得るのです。

*情報リテラシー教育の必要性

現在、日本においてはインターネット教育が非常に大切です。これは、いわゆるインターネット機器の使い方を教えるという観点ではなく、皆さんがお子さんに交通ルールを教えるように、インターネット上にもルールがあるという“情報リテラシー”を早急に教えていく必要があります。すなわち、インターネットには光と影の部分、両面が常に存在しているということです。このことは、インターネットは、非常に便利な道具になるし、使い方を間違えると犯罪にも使える道具になる、子どもたちが被害者にもなるし被害者になる得るということです。

現実の社会において、知らない人についていったり、名前を教えちゃだめよ、というのは、私たちににとっては当たり前のことです。インターネットが商用化されて5年しかたっていないにもかかわらず、利用者は約1,700万人にものぼり、その教育だけはぜんぜん追いついていない状態です。

健全な環境はネットワークで

インターネットは日進月歩です。子どもたちが商業的目的のために搾取されることのないようにするために、また、健全な環境の中でインターネットを使用できるようにするために、我々大人はどうしたらよいか。各県警の「ハイテク犯罪防止対策室」も近年積極的な取り組みを開始していますが、今後は、世界中の行政機関をはじめ、NGOやNPO、インターネットのサービスプロバイダーやソフトウェア会社などとの連携がとても重要な役割を果たしていくと思います。

インターネットと自己責任

インターネットは自己責任の世界です。車を運転するのと同じように、子どもたちがインターネットの世界を歩く上で正しいルールやエチケットを知り、1人でも多くの子ども達に将来世界で活躍できる人間になってもらう、というのが私たちの願いです。

用語解説 **チャットルーム** パソコン通信・インターネットなどのコンピューターネットワーク上で複数の人とほぼリアルタイムに文字で会話をする方法をチャットと言い、インターネット上でおしゃべりする広場をチャットルームと呼ぶ。**サイバーストーキング** 現実の世界であるように、コンピューターネットワークでも、ある特定個人のアクセス先や発信などを追跡・監視したり、誹謗・中傷（いわゆるストーキング）行為をすること。**情報リテラシー** サイバースペース上と関わる時にも、日常世界と同様に身につけるべき道徳・常識や教養のこと。

マリ・クリスティーヌさんからのビデオメッセージ

(アジアの女性と子どもネットワーク代表)

アジアの子どもたちと女性を対象に人権を守る諸々の活動を行う。タイでは学校の設立やエイズ予防教育を、日本ではアジアの子どもたちへの商業的性的搾取に反対する運動を展開中。

最初の衝撃

なぜ、「児童買春」は児童売春ではないのか — 子どもには自分から自分を売るという意志はないわけですね。買われなければ売春にはならない。

私がアジアと女性の子どものネットワークの代表を務めるようになってから、買われていく子どもたちの問題に直面するようになりました。誰が買っているのかということを探り始めたら、ヨーロッパやアメリカ、そして日本からも男性たちが、タイやフィリピンなどに出かけていながら、子どもを買っていると。ペドファイルという子どもとでなければ性行為ができないというある種の性癖をもっている人たちや、子どもと性行為をすることによってエイズがうつらないと思っている人の存在を知り、最初は大変な衝撃を受けました。

大人と社会ができること

戦後の日本はアジアの中でも非常にクローズアップされています。経済大国になって、これからはアジアのためにがんばってくれる日本だと思っているところに、アジアに出かけていながら、日本の男性が女性や子どもたちを買うという事実は、国の大きな恥ではないでしょうか。

これは社会全体の責任だと思うわけです。子どもが傷ついたり、子どもの将来にとってよくないいろいろな要素から、私たち大人や社会が子どもを守っていくことによって次の世代を育てていくことができます。ですから、ぜひ、ふだんの生活のなかで、これは他の家庭の問題であるとか、これは他の人の問題であるという認識ではなく、いつ、どこで自分が問題になるかということをつねに意識しながら、社会と関わっていくことがとても大事だと思います。

アジア女性基金では

1997年にはマニラ国際会議、1998年にはバンコク国際会議を通して、アジアの各国政府関係者や NGO 々と、この問題に取り組んできました。国際レベルでの熱心な取り組みや働きかけにより、日本でもようやく昨年(1999年)の11月に「児童買春・児童ポルノ禁止法」が施行されました。しかし、まだまだ数多くの問題や課題が残されています。

インターネットが急速に発展・普及し、子どもに対する性的搾取の問題は深刻な状況にあります。社会や個人のモラルが今厳しく問われているのではないのでしょうか。

2002年には、全国の小・中学校でインターネット教育が導入されることをふまえ、アジア女性基金では、今後も積極的にこの問題の啓発や教育事業を実施していくつもりです。

本報告をお読みになられたご感想や、アジア女性基金へのご意見ご要望などございましたら、下記までお寄せください。

ご連絡先

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックスビル

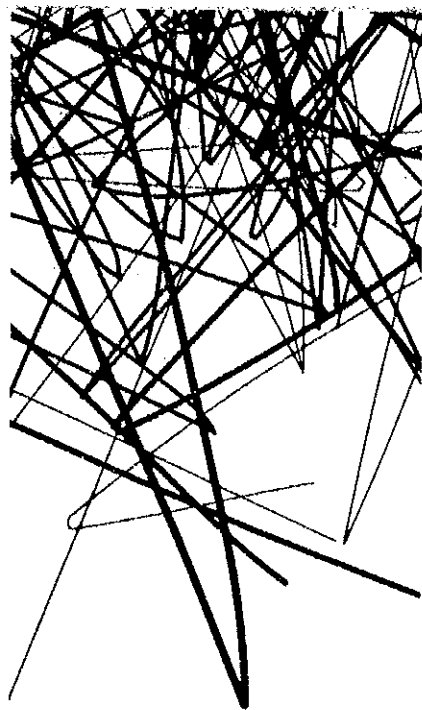
TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347

Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

特別企画

古くて新しい問題

「妻や恋人への暴力」



妻や恋人への暴力は、犯罪です
財団法人・女性のためのアジア平和国民基金
（アジア女性基金）は、今年度の女性尊厳事業の柱として
ドメスティック・バイオレンス（DV）に焦点をあて
ポスターやビデオ、小冊子による啓発や、セミナーの開催を
通じて、DVについて社会の意識啓発を行ってきまし
すでに各地の女性センターを始め
公的機関やNPO・NGOで、啓発活動や
セミナーの開催などがさまざまに取り組まれておりますが
被害を受けた方をどう支援するか
ぜひとも、一緒に考えてみませんか

『中央公論』平成12年4月号より抜粋

インテリが危ない？

有馬 ドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)を直訳すると家庭内暴力になりますが、夫やパートナーから女性への暴力ということですね。

林 家庭内・夫婦間暴力と言うと、事実婚や同性愛のカップルを排除するので原語がよいというのが女性運動の意識だと思います。

有馬 「誰に食わせてもらっていると思っているんだ」「文句を言うのだったら俺と同じだけ給料をもらってからにしろ」「お前なんか社会に出たら何もできないくせに」などの言葉の暴力も含まれます。この精神的暴力は自尊心を傷つけ、自分の足で生きていこうという気持ちや自信を奪ってしまう。

斎藤 一方で性別役割分業をとっていて「誰が食わせているんだ」と言うのは論理破綻ですね。悲惨な事例よりも、日常的な言葉の暴力のようなものに注意すべきです。

樋口 それと、仕事を持つ人を含めて多くの女性には「結婚なんてこんなものだ」という刷り込みがある気がします。

有馬 非常にインテリの男性でも、暴力をふるっていますね。斎藤 教師・医師・僧侶あたりが危ない。被害者は美容師・教師・看護婦などの資格を持って自活できる人がパートナーの男性から嫉妬され暴力を受けやすい。必ずしも弱々しい女性が行われるわけではないのです。

樋口 殴る男の心理の底に何があるんですか。

斎藤 「僕ちゃんの言うことをわかって」という退行ですね。子ども返りしているわけだから、パートナーの女性が自分の

●古く新しい問題 「妻や恋人への暴力」

座談会

DV問題に 社会はどう取り組むか

行政は、妻や恋人への暴力という問題に対して、ようやく実態調査や条例制定を進めようとしている。だが、社会全体の支えがない限り、被害者から、孤立感や不安をぬぐいえることはできない。



斎藤 学

精神科医・東京都立病院代表



林 陽子

弁護士・自由人権協会理事



樋口 恵子

東京家政大学教授・東京都女性問題協議会会長



有馬 真喜子

同会・徳島市女性協会理事長・アジア女性基金理事

嫁に対する暴力を認めてしまっているケースがあるのです。

「修羅場」に直面する援助者たち

真意を理解してくれないという不満から始まります。「男はこういうものだ」という昔流の男性意識が強すぎる男が多い。また、いつも我慢して感情を抑えている人のほうが危ない。結局いつかは感情を爆発させちゃうのですから。そうして暴力をふるった後に「もう暴力はふるいません」なんて証文まで書いたりする。しかしまた鬱憤を蓄積し、次なる暴力にいたる。この繰り返しが起こっているのです。

林 心理面のほかに社会構造の視点も重要です。DVの根本に、男女間の経済力の格差があることは間違いありません。暴力をふるわれても家にとどまらざるをえない理由は、お金がない、行き場所がないという事情が非常に大きいのです。樋口 家制度というか家意識が、夫の暴力を容認しているところがあると思います。たとえば、舅・姑がどこかで息子の

有馬 九五年の国連統計によれば、被害者を保護する施設であるシェルターの数がアメリカの一四〇〇に対し、日本は五つでしたから非常に遅れていたと言って差し支えない。しかし、ここ数年でかなり状況が変わり、昨年、男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」という答申を出しました。民間では、八〇年のNGOフォーラムに、すでに女性に対する暴力のワークショップがありました。民間の取り組みのほうが早く、具体的な対応もしてきたのです。それでは、東京都と関わっている樋口さんからどうぞ。

樋口 東京都は、行政として九六年に初めて「女性に対する

暴力検討委員会」を設けました。実は、七五年の「行動を起こす女たちの会」の要望で、売春防止法の婦人相談所を「婦人相談センター」(のちに女性相談センターと改称)として、暴力から逃げてくる人のシェルターの役割に拡大した。そういう蓄積があつて、自治体初の調査に取り組みました。それによれば、「一、二度殴られた」ことを含めれば三割が被害者で、また一割が殴られてすぐに立ち上がれないほどの暴力を何度も受けている。また、国も答申を受けて調査に取り組むことになっていました。また、都では昨年「男女平等参画の推進に関する条例の基本的考え方について」という報告を出し、それを受けた条例案の骨子に「性別による権利侵害の禁止」があつて「家庭内等における暴力(身体的、精神的に苦痛をもたらす行為)を行つてはならない」という文言を入れるところまでできています。

有馬 では、そういう行政の実態を、被害者を支援する立場で見ているお二人から、現場の問題を指摘してもらいました。斎藤 私は目の前の被害者を逃がす使命があります。九五年からこの問題の臨床にあたっていますが、当時はこうした精神科医がいなかったため、全国から被害者がやってきました。これでは九時五時のお役所仕事では対応し難い。いまの私は被害者から事情を聞きとって診断書を作り、刑事や調査官に宛てて送っています。情けないことに被害者が頼った弁護士

士自身がDVの悲惨さを理解できないので彼らにも送る。診断書の作成は被害者を鑑定する前段階でして、このように被害者と関わっていると、客観的な鑑定者にはなりません。また、これまでは法律家との連携がお互いに不十分でした。いまは会合を月に一度くらい開いています。

現場で見ていると、いちばんの問題は加害者です。「妻が勝手に精神錯乱を起こして出て行った」と言う。それを「精神病ではなく、殴らなければこういうことは起こらない」と説得することは難しい。それが私の仕事だと思っています。

林 私も一〇年ほどシェルターでアドバイザーとして働きました。まず政府の認識についてですが、少しずつ変わってきているとはいえ、国連の女性差別撤廃委員会に提出した文書を見ると「夫は妻を殴れば傷害罪にあたります。的確に法律を運用しています」というだけで片付けている。DV禁止法は約一八カ国で成立し、DV特有の問題を取りあげています。日本にはまだありません。

各国のDV禁止法にあつて日本に欠ける点を挙げると、第一に裁判所が保護命令を出せる。たとえ家が夫の所有名義でも、被害者である妻が夫の家から排除できる。第二に、警察官に逮捕を義務づけている。裁判所の保護命令では「妻の家に接近してはいけない」などの決定が出ますが、それを破った加害者は必ず警察官が逮捕する。日本は加害者が第三者であれば逮捕というケースでも、夫婦間では警察がおよび腰に

い動きがあります。

渴望される支援のネットワーク作り

有馬 東京都の条例案は、被害者支援に触れていますか。

樋口 条例案では触れてませんが、報告(女性問題協議会)では繰り返し提言しています。また、被害者の支援にとって重要な補助金は、一時は訴訟費用の援助があつたのですが、今年度の予算で削られました。さらに婦人相談所、女性相談所への補助金も減った。財源のきびしい中ですが、国の基本姿勢が法律として明確になれば、自治体もお金を出しやすいと思うので、まず法律を作ってほしいと思います。

有馬 シェルターは行政が責任を負うべきでしょうか。

林 さまざまなシェルターがあつていいのではないかと思います。現実的には売春防止法上の婦人相談所を、売春に「転落」するかもしれない女性を保護する場所ということではなく、暴力被害者全般に広げていけばいいでしょう。

樋口 被害者は遠くへ逃げたいので、どうしても行政単位で見れば広域的に動きますね。ところが自治体単位の婦人相談所ではよその自治体へ委託しにくいという問題もあります。有馬 民間では、よそへ委託していますね。私はシェルターは民間がいいと考えています。民間なら、たとえば不法滞在者や医療の問題にも融通がきく。公は民間を支援すればいい。林 婦人相談所だけでは不十分だという議論はわかりますが、

なつてしまふ。第三に、通報義務を第三者に課している。気づいた人が警察に通報しなくてはならない。加害者と被害者は支配・服従関係にあつて、被害者が警察に行くことは期待できないから、被害者が潜在化することが多いのです。斎藤 いまお話に出た警察などの関係者の教育も必要ですね。有馬 警察官・婦人相談所・児童相談所などさまざまな職種の援助者のトレーニングを行つているところもあります。そうした援助者でもメンタルな面での知識が足りない場合が多く、また、相談窓口の人だけが一生懸命で周囲が理解してくれないという孤立感が高まっていることも見逃せません。研修さえ、なかなか職場では受けさせてもらえず、年休をとつて参加しているようです。特に婦人相談所の方たちは、嘱託という身分もあつて大変です。そのような研修は、組織の中に組みこまれたら援助者も行きやすい。人権研修はかなり整備されているので、そこに組みこむのも手でしょう。

斎藤 基準の法律がないと、訓練も進まないと思います。林 確かに研修を受ける義務も、受けさせる義務もいまの法律にはない。国と自治体が警察や医療関係者などに対して必要な研修を行う根拠法令が必要です。これが実現すれば、現場の援助者もトレーニングに参加しやすくなるでしょう。弁護士も遅れています。第二東京弁護士会では、過去の判例で司法が女性に偏見を持ってきたのではないかと考え「ジェンダー・バイアス」と題するテキストを発行するなど、新し

新しいものを全国一斉に作ることは現実性がない。やはり箱ものとしては婦人相談所を使うしかないと思うんです。

斎藤 しかし被害者保護の見地から言くと、県立の婦人センターなどでは危ないと言わざるを得ない。なぜなら面子を失った男は危険で、殺人さえ犯す。被害者を保護する人もやられちゃう。私も加害者に誘拐されそうになった経験がある。

この危険な事態を一人の女性が怯えながら逃げていくのです。

樋口 私は警察署の二階に宿舎を作るといいと思います。

斎藤 警察も駄目ですよ。通報しても被害者の救助に間に合わない。それよりも効果的なのは、被害者の経験を持つ人たちが同じ被害者をかくまう部屋を提供する運動などに助成金を出すことです。それはシェルターというよりセーフルームだね。警察には被害者保護のためにいちばん動いてほしい。

林 「女性と子どもを守る警察」という通達が出ましたね。

また、警察の中でも女性の人材が少しずつ増えてきました。

有馬 駆け込む前に、事が起こった時に通報する場があることも大切ですね。女性センターはその役割を担えると思う。

斎藤 公的な窓口があると助かりますね。また、被害者保護について補足すると、彼女たちが告訴できるように司法の環境を整備し、弁護士を一〇倍くらい増やすことも重要です。

忘れてはならない心のケア

樋口 被害者のトラウマは、重い場合もありますでしょうね。

斎藤 DVは日常の暴力であるがゆえに、本物の鬱病が多い。また、脱毛や排尿障害などのさまざまな身体表現性障害を考えると、まさに健康上の問題ですね。

林 たしかに、DV先進国のアメリカの状況を見ますと、DVは人権の問題であるという視点のほかに、健康の問題であるという観点が目立ちます。DVに関わる医療費は税金でまかなうので、この視点はとても重要です。そういう点で、DVは誰もが関係する問題という啓発が必要ですね。

斎藤 最後に付け加えますと、DVは児童虐待の問題と切り離しては考えられません。少女期に性虐待などを受けた女性には、成人してパートナーを選ぶ際も暴力をふるう危険な男を自ら選んでしまうという傾向がみられる。つまり、児童虐待を未然に防ぐことができれば、必然的にDVを減らすことができるとも言えるわけで、両者には因果関係が存在するのです。

有馬 スウェーデンのNPO（非営利民間組織）では、児童虐待を受けた子どもに対して一生を通じて支援しています。子どもたちは成長する過程で精神上的な悩みを抱えたときに、いつでもそのNPOを頼って自分を取り戻すことができるのです。

すると、被害者の援助体制で重要なのは、一つは制度面、もう一つは心のケアということで、ひとまずまとめたいと思います。

●古くて新しい問題
「妻や恋人への暴力」

行政のシステム改革が必要

北川正恭 三重県知事



私がドメスティック・バイオレンス(DV)を認識したのはすぐに「キレル」子どもの存在がきっかけです。背景に、現代の家庭から朝食を共にするような温かみが失われ、挙げ句は児童虐待が行われ、さらに児童虐待をする母親は夫によるDVの被害者であるという連鎖を知ったのです。

このようなDVの問題について、私たち行政側はどのような対応をすべきでしょうか。事が家庭内に踏み込まざるを得ない問題です。法的に暴力行為として捉えるべきか。官はどこまで立ち入るべきか。そもそも民の問題ではないか——こうした迷いのために対応は遅れました。

この官と民の関係について三重県では「協働（コラボレーション）」をキーワードに取り組んできました。その結果、官民両型ではなく、民のネットワークも存分に發揮して

頂きながら、教育・法曹関係者なども交えてDVに取り組むシステムができました。

さらにDVのような新しい課題に取り組むためには、未成熟社会を前提にしていた、これまでの行政の有り様も問われるべきです。

これからは、高齢化社会という成熟社会のライフスタイルを前提にすべきです。男女共同参画社会や、介護保険制度と並行して、行政が意識を変えてDVに取り組むことが、真に温かみのある社会をつくるためには必要です。

そこで、三重県では従来の行政の考え方や枠組みを見直し、組織などハード面だけでなく、職員の意識や行政運営の方法などソフト面の改革を含むシステム全体の構造改革を行っています。このように、システムティックに変革し、部分的につくろう弥縫策を排して職員意識を高めれば、行政がDVのような問題に取り組む環境が整うはずです。

また、地方に特有の問題もあります。地方は中央集権に顧みられていないので、新しい問題に対しては、白らの理念を語ることは苦手とし、自分たちで解決しようとするよりは、お国の考えや厚生省の予算をうかがうことばかりに気をつかいがちです。既成の制度に則って作業をする能力は高いとはいえず、自分の頭で考え、自分の力で解決する決意こそ必要です。そのためには地方分権の機会を与えていない中央の意識も変えて頂きたい。

最後に、三重県の今後のDV対策についてですが、私どもは犯罪被害者支援連絡協議会を設けています。警察の参加をお願いすること、被害者の危険を避けるために必要でしょう。また本年は、津市で男女共同参画推進の全国大会を催します。前述のようにDVは男女共同参画などの成熟社会の問題として、トータルに取り組もうと考えています。

●古く
新しい問題
「妻や恋人への暴力」

「ルポ」サポートの現場から

秩父啓子

暴力にさらされる危険を負いながら、支援の方法を探る援助者たち
彼（彼女）らは現場で、今どんな問題に直面しているのだろうか

ドメスティック・バイオレンス（DV）や性犯罪といった「暴力」の被害を受けた女性の相談が増えている。日本では、現在、DVを専門にあつかう相談窓口はほとんど見あたらない。とぼしい情報を経て、福祉事務所、婦人相談所、婦人会館・女性センターなどの公的機関や、民間のシェルター（駆け込み所）やカウンセリング室などに相談が持ち込まれている。しかし、対応策は整っておらず、じかに女性たちの相談にあたる人々は多くの悩みを抱えている。

フェミニストカウンセリング奈良を主宰する朴才映さんは、

「暴力は、だれがだれに対して行っても

暴力。暴力は犯罪なんだ、というクリアな線を引くことが大事だと思います。妻をいかに安全に逃がすかより、ほんとうは夫を逮捕するほうが先なのですが……と、言う。

現在の法律でも、妻が被害届けを出し、夫を告訴すれば、暴行罪、傷害罪などの罪に問うことは可能である。しかし、多くの妻たちがすさまじい暴力の被害にあいながら、告訴に踏み切れない。

そんななか、財団法人・女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）の招きで、対応策の進むカナダから、トラウマ・カウンセラーであるマギー・ジョーグラーさんがこの一月に来日。東京と

名古屋で、女性たちの相談にあたっている人々を対象としたスキルトレーニングが開かれた。このトレーニングは、アジア女性基金の女性尊厳事業の一環として毎年企画されているのだが、こうした援助者を対象としたトレーニングは、まれな機会とあって、ケイスワーカーやカウンセラー、医療、司法関係者など多数が参加した。

援助者たちは、今どんな問題に直面しているのだろうか。

●福祉事務所の窓口から

さまざまな相談窓口のなかでも、福祉

事務所や婦人相談所の存在は、ますます重要になってきている。被害をのがれてどう生活を立て直すか、生活保護をはじめ母子生活支援施設など、現在の福祉制度を使って、具体的な対応が迫られる場所であるからだ。

ここで相談にあたるのは、婦人相談員である。婦人相談所や婦人相談員は、売春防止法に基づいて置かれているが、現在では、女性の相談ならなんでも受け付ける方向にある。また、婦人相談所の一時保護所も、地方によって差はあるが、被害女性のシェルターとして使われるようになってきた。

都内のある福祉事務所の婦人相談員の場合、多いときで一日に六、七人の相談に応じているという。問い合わせ的な電

話相談も含めて、一カ月では、三〇〜四〇人を担当する。このうち、はじめから「夫からの暴力」の相談でやって来るのは約二割ほど。しかし、なかには「アパートを借りたがお金がない」とか「子どもの転校手続きについて聞きたい」といった相談の背後に、暴力の問題が隠れていることもある。

隣近所に知られることや夫からの追跡を恐れて、他府県から相談にやってくる女性も多い。着の身着のまま家を出てきた女性や、終業間際に駆け込んで来た場合でも、ケガはないか、今夜泊まるあてはあるかなど、緊急性の高い要件からたずねていき、必要とあれば、病院やシェルターにつぎそう。

逆に、警察や病院からの呼び出しを受

けることもある。警察に保護されたり、病院に担ぎ込まれた女性の相談にのるためだ。こうした外での仕事のために、週三日、半日以上は職場を留守にするという。

●婦人相談員のジレンマ

暴力の被害を受けた女性は、怯えや心細さで精神的に不安定になっていることも多い。婦人相談員は、そうした心理をよく理解して話をきいていくカウンセラー的な役割と同時に、状況を見定め、利用できる福祉制度をコーディネートする力がある。また、他の機関と連携してスムーズに仕事を進めていく、人的なネットワークも必要とされている。つまり、かなりの専門性と経験がいる仕事だ。

しかし、婦人相談員の多くは、一福祉事務所内に一人、しかもそのほとんどが非常勤で働く女性である（厚生省の調べによると、九七年四月一日現在、全国の婦人相談員六、三人のうち八二％が非常勤

サポートの現場から



秩父啓子氏
フリーライター。1956年
栃木県生まれ。お茶の水
女子大学文教育学部哲学
科卒業。社会哲学専攻。
雑誌「思想の科学」の編
集をへて、現在フリー。
家族やジェンダー関連の
図書を主に企画・編集。

九八%が女性。

例に出した相談員は、常勤で一〇年以上のキャリアをもっているが、辞令一つで、常勤者が他の部署から異動になってきたり、地方によっては、退職者がひき続き任務にあたることも多いという。

「行政サービスとしては、だれが申し出て、だれが担当しても、同じサービスが提供されるのが本来の形だけれど、DVや女性の立場についての理解がまだ人によってまちまちなので、なかなかそうはならない」と先の相談員は言う。

DVについては、機関内ですら、十分な知識や合意が成り立っているとはいえない。

こうした状況から、婦人相談員は、熱心に取り組みは取り組むほど組織から孤立しがちになる。先輩の経験を受け継ぐことと後進を指導し育てることがむずかしい。専門性を要求される職であるにもかかわらず専門職としての認識が得られにくく、職業上のトレーニング体制も整わない。などといった多くのジレンマを抱えている。

DVはボーダレス

DVには、現行の行政システムではどうしてもカバーしきれない問題がある。国分寺市女性政策推進室長・牧田幸さんは、こう語る。

「DVにはボーダレスな状況があつて、一区一市一県といった単位で考えていたのでは相談や被害者の現実には追いつけない。国分寺市の女性センターで行っている女性相談には、近隣の府中や小平の市民も相談の電話をかけてきます。逆に、国分寺市からも近隣の女性センターに相談に行っているようなので、それはお互いさまということになっています。相談レベルではそれですましていますが、しかし、シェルターの運営となると、どこが補助金を出すかという問題が出てきますから、少しやつかいです。国分寺市で補助金を出したシェルターに他市の方ばかりが入所しているというのでは、議会の承認を得にくいからです。そこで今、私

たちは、近隣の数市で共同して、シェルターを確保できないだろうか話し合っています」

DVの相談には、相談者のプライバシーが深くかかわっている。また、被害からのがれるために家を出た場合、夫の追跡も当然考えに入れておかなければならない。相談窓口やシェルターが、住んでいる場所にかかわらず、自由に利用できることが望ましいのだ。

婦人相談所の一時保護所や母子生活支援施設は、広域利用が認められるようになってきてはいる。しかし現状は、行政レベルでのシステム化はされていないので、相談所間や相談員間の考えの食い違いが壁となるなど、まだまだスムーズにはいっていない。

相談員も暴力にさらされている

また、夫の追跡はときに暴力をとるもの、その矛先が相談員に向くこともある。そのリスクをいかに回避するかという問

題がある。

北海道立女性相談援助センター判定課長・高本美明さんは、

「夫からの問い合わせに対しては、組織ぐるみの対応といったものが求められます。担当の相談員が一人で矢面に立つのはまずい。夫が窓口に押しつけてきた場合、どう対応するか、上司や施設長が出るのか、最終的には警察を呼ぶのか、組織として対応を決めておかないと危険です。また、そうやって対応策を練ることで、DVに対する組織全体の共通理解を深めていけば、仕事もやりやすいし、相談員が心ない言葉で傷つけられる二次被害も防げるようになるのではないでしようか」と言う。

相談を受けている組織や関係機関が、DVについての共通の認識をもち、担当相談員をバックアップする体制づくりが欠かせない。

そうはいっても、公的機関は、情報公開等の趨勢もあり、所在地や連絡先等にアクセスしやすいのも事実。先の牧田さ

んは、「行政が、シェルターの建物からなにか全部所有する必要はないと思う。民間のグループに補助金を出すかたちのほうが、動きが早いし、秘密も守りやすい」と、言う。

公的援助が必要な民間シェルター

現在、民間のシェルターは全国で二〇あまり。「必要な方にはできるだけ情報をお伝えしたいが、伝わってほしくない方に情報がもれることは絶対避けたい」ので、所在地はもちろん、活動の実態が一般市民には知られていないところも多い。

しかし、どこも年間を通して満杯の状態だという。とくに、夫からの追跡をのがれて各地を転々とした女性、日本人の夫からの暴力に悩む外国人女性、性的虐待の結果妊娠した女の子、息子からの暴力の被害にあった老いた母親など、現在の福祉制度のはざままで苦しむ女性たちを数多く受け入れ、昼夜を問わず支援して

きたのが、こうした民間のシェルターだ。運営上の一番の困難は、安定した財源を確保すること。公的な援助もほとんどなく、少ないスタッフが過重な労働をしいられているという現状がある。

いち早くDVの問題に注目し活動をはじめた民間シェルターには、さまざまな知識や経験の蓄積もある。公的な機関とのスムーズな連携と財政面でバックアップが望まれている。

相談員も相談の場がほしい

自分も暴力にさらされるリスクを負いながら、援助の方法をさぐる相談員たちは、ときに相談者とのつきあい方で悩んだり、自分の無力感を感じたりすることがあるという。

例えば、自分のクライアントとどうしても信頼関係が築けなかったり、逆に頼られすぎたりすることもある。また、どう解決していったらいいのかわからない経験からは見当もつかない困難なケースもあ

●古くて新しい問題「妻や恋人への暴力」

る。あるいは、相談員が、家を出たり離婚をするための細々としたアドバイスを与え、準備を整えたあとになって、相談者の心が揺らいでしまうこともある。しばらくシェルターで過ごしたのち、夫のもとへ戻ってしまうケースもあるという。もちろん、相談の場では、相談者自身が決めたことが最優先。しかし、相談員の心もまた揺れる。相談員自身が相談できる場や心のケアをする場として、ケースカンファレンスやスーパバイズのシステムがほしいという声が多く聞かれる。

*

一九九九年、カナダのバンクーバーで、日本総領事は、妻に暴力をふるったとして警察の取り調べを受けたさい、「妻を殴るのは日本の文化」と答えたという。このニュースを日本人の多くはどのような受け取っただろうか。DVへの社会的な対応策をすみやかにすすめるためにも、その根本的な解決のためにも、女性の人権に対する社会全体の意識の底上げが必要とされている。

マギー・ジークラーさんに聞く
—カナダのサポート・システム—



私がかかわっているジャスティス・インスティテュートは、カナダのプリティッシュ・ユ・コロンビア州政府によって運営されている教育機関です。

私はそこで、DVや性的虐待の援助者を養成する一五日間のワークショップなどでカウンセリングを教えています。ジャスティス・インスティテュートでは、DVに関するビデオをつくったり、援助者向けのマニュアルを開発したり、会議を企画したりするなど、いろいろなプロジェクトにも取

り組んでいます。

二五年にわたって女性たちが草の根で活動してきた結果、今日ようやくDVや性的虐待に関する支援体制が確立してきました。こういった活動により、例えば、DV被害者のためのシェルターのほとんどが今では政府の資金援助を受けられるようになりました。

また、カナダでは、DVで暴力をふるった側を、警察が逮捕したり訴えたりできるので、女性がDV被害を警察に通報してきただときには、警官とカウンセラーがチームになって対応するという試みも行われています。私もカウンセラーとして、チームに加わることもあります。

しかし、こういった諸々の活動も気をゆるすとすぐにレベルダウンしてしまいます。私たちはつねにDVは公の問題なのだ、声をあげていかなければなりません。

(協力) 財団法人・女性のためのアジア
平和国民基金(アジア女性基金)
TEL 03-3583-9322 03-3583-9346

FAX 03-3583-9321 03-3583-9347
HOME PAGE <http://www.awf.or.jp>
E-MAIL dignity@awf.or.jp

戦後補償実現！FAX速報 No. 288 2000. 2. 10.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyc@aol.com

◆日中のシベリア抑留元日本兵の請求を東京地裁再び棄却。「補償は立法府の裁量判断」

2月9日東京地裁(市村陽典裁判長)は、第2次大戦後シベリアに抑留され、過酷な強制労働をさせられた朝鮮半島出身で現在中国国籍の呉雄根さん(73、中国・河北省在住)と小熊謙二さん(72、八王子市在住)が日本政府に憲法29条3項に基づく補償(それぞれ500万円と350万円)と条理に基づく陳謝状の交付を求めた訴えを棄却した。判決は、原告らが「筆舌に尽くし難い辛苦を味わったこと」は認めたものの、「国民が等しく受忍しなければならなかった戦争被害のひとつであり、特別の犠牲として補償を求めることはできない」「補償は立法府の裁量にゆだねられている」と述べ、訴えを退けた。呉さんの恩給受給資格と平和祈念事業特別基金法による慰労金(10万円)の受給資格確認を求めた訴訟も、「恩給の受給資格を日本国籍者に限定するのは合理的理由がある」などとして同時に退けられた。

(2/9共同、2/10朝日・読売・産経)

◆オーストリアもナチス強制労働被害者に補償へ。自由党参加の政権発足への反発に配慮

4日に発足したオーストリア右翼連立政権のシュッセル首相は、9日国会で施政方針演説を行い、ナチス・ドイツの強制労働に従事させられたユダヤ人らへの補償に早急に取り組むことを発表した。ナチスを肯定する発言を繰り返してきたハイダー党首率いる極右の自由党が参加したオーストリアの右翼連立新政権にはEUやイスラエルが強く反発。EUは厳しい制裁措置を取り、イスラエルは大使を無期限召還し、ハイダー党首の入国禁止措置を取るなどの外交的制裁をかける一方、ユダヤ系銀行や企業はオーストリアでの取引を凍結し、経済制裁を検討している。こうした動きに配慮して、これまで消極的だったナチス犠牲者への補償に踏み切る決意を表明したもので、シューマイヤー元国立銀行総裁を政府の責任者に任命し、「強制労働に関わった企業も補償金支払いに貢献する」と述べた。なお、同国は1947年に「ナチス被害者救護法」、88年に「ナチス犠牲者功労祝儀・救済基金法」、95年に「ナチス被害者国家基金法」(本紙69号参照)を制定している。(2/9時事、10毎日)

◆ドイツ強制労働補償基金、独商工会議所参加全企業20万社に拠出要請。補償額も未決着

ドイツ商工会議所連合会(DIHT)のベーター・シュティール会長は1日、傘下の全企業約20万社に、強制労働させたか否かにかかわらず、ナチス強制労働被害者に対する補償基金への拠出を求めると発表した。同補償基金は昨年12月に独政府と企業が50億マルクずつ拠出して発足することで合意し(本紙282号参照)、独政府は1月26日に共同基金の設立法案を閣議決定しているが、基金への拠出を表明した企業は現在までにダイムラークライスラー社やドイツ銀行など145社、金額も約20億マルクにとどまっている。このため、強制労働させなかった企業にも拠出を求め、不足分の30億マルクを6月までに確保したい考えで、各社に年間売上高の千分の1を拠出するよう求める。なお、26日の閣議決定で、補償対象をユダヤ人に限らず東欧やロシアなどの被害者全員としたが、別枠ですでに補償を受け取っているユダヤ人らにはその分を共同基金による補償額から差し引くとの方針を打

ち出したため、被害者側が反発。31・1日にワシントンで行われた独政府と被害者側との交渉は合意に至らず、2月中旬にベルリンで再交渉が行われる。(2/2 共同、3 読売、4 毎日)

◆在日韓国人元軍人・軍属への戦後補償、自民党試案をめぐる内外の動き

自民党は4日内閣部会に設置した「在日韓国人旧軍人・軍属に関する小委員会」(虎島和夫委員長)の初会合を開き、政調会長の私的諮問チームが昨年12月にまとめた試案(本紙282、283、287号参照)を踏まえて検討を開始した。恩給や遺族年金の適用は困難とし、一時金支給だけに傾いているために、当事者らから反発が高まっている。担当弁護士の金敬得弁護士が朝日新聞「論壇」(1/17)で自民党案に疑問を投げかけたが、虎島委員長は4日の初会合の後記者団に「今回の措置はあくまで人道的な立場からのものであり、(戦後)補償ではない」と強調し、朝鮮民主主義共和国(北朝鮮)出身者についても「人道的措置なので排除しない」と述べ、1988年の台湾の元軍人・軍属への「弔慰金」支給、94年の「国民基金」による元「慰安婦」への「償い金」支給についての3党合意の基本的枠組みを越えない意向を明らかにしている。これに対し、北朝鮮の「従軍慰安婦」及び太平洋戦争被害者補償対策委員会は1月25日付で日本の関係者と各団体に文書を送り、日本は『国民基金』について軍人・軍属に連行した被害者への慰問金支給で過去の清算を小手先細工で処理しようとしている」と厳しく批判し、「過去日本が犯したすべての犯罪を総合的かつ包括的に清算するよう」求めた。(2/4 共同、5 毎日ほか)

◆サハリン残留韓国人816人の永住帰国始まる。中国遺棄化学兵器廃棄処理は9月から

植民地統治下の朝鮮から徴用などでロシアのサハリン州へ渡り、戦後も置き去りにされた残留韓国・朝鮮人816人の永住帰国が始まり、第1陣119人がチャーター機で2日ソウルに到着した。日本政府が日本赤十字社をとおして拠出した27億円でソウル郊外安山市に帰国者用のアパート(489世帯分)が完成したのを受けたもので、3月22日までに8次に分かれて帰国する予定。韓国が旧ソビエトと国交樹立した1990年以降永住帰国した人は600人を越えるが今回が最大規模で、韓国人と結婚した残留日本人11人も含まれる。帰国は1世に限られ、子どもや孫と別れるケースがほとんど。(2/1 毎日、3 毎日・NHK、8 TV朝日)

政府は遺棄化学兵器処理対策連絡調整会議を9日に開き、中国に旧日本軍が遺棄した化学兵器(推定70万発)の廃棄処理に9月に着手すると発表した。(2/10 朝日・毎日・読売)

■<案内>集会「人の骨と取り組む一物証による歴史の再構成」

2月12日(日)13:30、神奈川大学横浜キャンパス16号館地下・視聴覚教室、報告・発言=灰谷慶三、足立明、馬場悠男、常石敏一ほか、連絡先=神奈川大STSセンターT045-59-4111

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を！第38回サイレント・デモ

2月16日(水)11:30、参議院議員会館前、午後要請行動、呼びかけ=「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646、F03-3237-0287

■<案内>緊急集会「クーバー師に聞くー“歴史の真実を追究し、伝承する”とは？」

2月17日(木)18:00、弁護士会館1003室、講演=A・クーバー(サイモン・ヴィーゼンタール・センター)、A・バリツァー(クレアモント・マケア大学)、参加費=千円、主催=恒久平和調査局設置法成立を目指す市民ネットワークほか T/F03-3288-2560

■<案内>宋神道&辛淑玉放談ー地裁判決をぶっ飛ばせ！日本政府なんか笑いとばせ！

2月17日(木)18:30、東京ウィメンズプラザ視聴覚室、主催=在日の慰安婦裁判を支える会 T0422-41-0251 (*控訴審第1回公判は同日15:30、東京高裁813号で)

戦後補償実現！FAX速報 No. 289 200. 2. 17.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301

FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217

受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 同 E-mail: cfrtyc@aol.com

<海外特集>◆ラウ独大統領が初めてイスラエル国会でホロコーストを謝罪

イスラエルを訪問中のヨハネス・ラウ独大統領は、2月16日イスラエル国会(クネセト)で演説し、ナチス・ドイツによるユダヤ人大量虐殺を謝罪した。ラウ大統領は、「虐殺された人びとに対し、個人としてまた私の世代を代表して、ドイツ人のしたことに謙虚にこうべをたれ、謝罪したい。私たちの子孫がイスラエルの子どもたちと良好な関係を持つことを願っている。欧州は外国人に対する嫌悪と人種差別主義の再興を許してはならない」とドイツ語で述べた。ドイツの首脳がイスラエルの国会で演説したのはこれが初めてで、ドイツ語での演説に反発もあったが、演説は拍手で受け入れられた。(2/17読売、毎日・夕刊)

◆オーストリアのナチ強制労働被害者は99万人と政府調査発表

オーストリアのシュッセル首相は16日、ナチ時代の強制労働被害者に対する補償問題に関し、政府委員会の調査結果を発表。歴史家ら専門家6人からなる政府委員会が98年9月から行った調査によれば、ナチスによる併合後の1939年から終戦の45年までに同国内で強制連行を強いられた被害者は992,900人で、当時の国内労働力の25%にも達していた。内訳は、外国籍市民75万7千人、戦争捕虜15万人、強制収容者・ハンガリー在住ユダヤ人ら8万5,900人。内、生存者は23万9千人で、当初の予想されていた10万人を大幅に越えた。ドイツ方式(1人約100万円)で補償を実施すると補償総額は約2,300億円(249億シリング)程度になると推計される。(2/17読売速報)

◆英・豪・ニュージーランドの元捕虜らも米カリフォルニアで日本企業提訴へ

英国人の元捕虜らの組織「日本軍強制収容所生存者の会」(アーサー・ティザリントン会長)は第2次大戦中、台湾の金瓜石鉱山で強制労働に従事した元英軍捕虜が、鉱山を経営していた当時の日本鉱業(現ジャパニエナジー)を相手に、損害賠償を求める訴訟を近く米カリフォルニア州で起こすと16日明らかにした。請求額は未定。会長のティザリントンさん自身も金瓜石鉱山で見張りの日本兵に暴行を受けながら厳しい労働を強いられた。鉱山には、英捕虜523人がいたが、生き残ったのは95人だけだった。ティザリントンさんらは、米豪ニュージーランドの元捕虜・民間抑留者とともに日本政府を相手に損害賠償を求めたが98年10月に東京地裁で棄却され、東京高裁に控訴して係争中。一方、オーストラリア戦争捕虜協会などによれば、オーストラリアとニュージーランドの元捕虜らも米カリフォルニア州での提訴の準備に入っている。昨年12月7日にロサンゼルスで最初の準備会合が開かれた。両国の元捕虜8人が代表となる集団訴訟で、すでに約200人が参加を表明。泰緬鉄道建設に動員された元捕虜らが多数加わる見込みで、提訴の相手は米国に資産を持つ日本の旧財閥系企業や鉱山・製鉄会社、資産接収に関係した銀行も含まれる予定。同捕虜協会ビクトリア支部長のウィーラーさん(76)は「日本側から謝罪もなく、今が行動を起こす時。悲惨な状態で死んだ者たちに報いたい」と語っている。(2/15・16共同)

◆米下院にもリビンズ議員らが日本軍の戦争犯罪調査のための法案提出

昨年 11 月にファインスタイン米上院議員（カリフォルニア州選出）が米連邦議会上院に提出した日本軍による迫害に関する記録公開法案(S.1902 号法案)と同趣旨の法案(HR3561 法案)が 2 月 1 日米下院にも提案され、政府改革委員会へ付託された。提案議員は、ブライアン・ビルバレイ下院議員（カリフォルニア州選出）とウィリアム・リビンスキ下院議員（イリノイ州選出）で、昨年米上下両院で成立したナチ戦犯記録公開法を引きついだもの。関係省庁間での作業部会の設置と公開の手順・要件などを決める内容。両法案の成立に向けて現在米両院議員に対する活発なロビーが行われている。なお、リビンスキ下院議員は、97 年 7 月以来繰り返し下院に対日謝罪・補償要求決議を提案し、昨年 11 月にもローラバック下院議員と共同で日本軍による戦争犯罪と捕虜虐待について謝罪を求める決議を提案している。またこのほか、昨年 11 月に米上下院に「ナチス・ドイツとその同盟国の占領下で肉体的物的損害を受けた被害者が連邦裁判所に民事訴訟を起こしうる法案」(昨年 7 月にカリフォルニア州議会で成立した時効不適用法を全米に拡大する法、S.1856 号,HR.3254 号)が、10 月には上院に「パターン死の行進生存元米兵への補償法案」(米政府が 1 人 2 万ドルを支給する案、S.1806 号)などが提案されている。(ICR2000)

◆英高等法院、ピノチェト元チリ大統領の診断結果開示を命令。脳損傷による記憶喪失？

ベルギー政府などが英高等法院（高裁）にピノチェト元チリ大統領の健康診断結果の開示を求め、棄却されたため再審理を請求した件（本紙 287 号既報）で、同高等法院合議法廷は 15 日英内務省に診断結果を開示するよう命じた判決を下し、同日ストロー英内相はスペインなど 4 カ国に診断書を開示した。16 日付のスペインの日刊紙「エル・ムンド」、「ABC」両紙は、診断結果の内容を報じ、元大統領は進行性の脳損傷のために記憶喪失の症状が出ており、「質問を理解し、返答するのが困難」と結論付けていると伝えた。(2/16-17、毎日・読売・朝日)

◆在日の元「慰安婦」宋神道さんの謝罪補償請求訴訟控訴審始まる

昨年10月に東京地裁で請求を棄却され、直ちに控訴した在日韓国人の元「慰安婦」宋神道(ソノシド)さん(77)の控訴審第1回口頭弁論が17日、東京高裁(鬼頭幸郎裁判長)で行われた。宋さんは「このままじゃ死ぬに死にきれない。納得いかない。裁判官に血や涙があるのならよろしく頼みます」と意見陳述。弁護団は、一審判決は「国際法の解釈などに誤りがある」と批判。「人間として扱われなかった宋さんの尊厳を回復し、国際社会に恥じぬ判決を」と強調した。(2/17共同)

【裁判情報】●2月22日(火)11:00、オランダ POW 訴訟控訴審第4回公判、東京高裁 812 号、●2月22日(火)13:10、中国「慰安婦」第16回公判、東京地裁 103 号(報告集会 15:00、弁護士会館 1006 号)、●2月23日(水)13:15 シベリア抑留韓国人国家賠償請求訴訟(李昌錫さん)判決、大阪高裁、●2月24日(木)13:30、金成壽さん国賠控訴審、東京高裁 810 号、●2月25日(金)14:00、平頂山事件訴訟第13回公判、東京地裁 103 号、●2月25日(金)14:00、関釜裁判控訴審第5回公判、広島高裁、●3月3日(金)14:00、中国「慰安婦」第2次訴訟第14回公判、東京地裁 709 号、●3月3日(金)15:30、李秀英さん名誉毀損裁判、東京地裁 705 号

【ご案内】FAX 速報バックナンバーがホームページで見れるようになりました。戦後補償実現市民基金の提供で 279 号から。1~2週遅れで掲載予定。以下へアクセス下さい。(転載される場合は、「FAX 速報から」とクレジット明記を) <http://members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm>

戦後補償実現！FAX速報 No. 290 2000. 2. 24.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217
受信料：月額 1000 円 (切手可) 郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店 (普通) 071-0151945 同 E-mail: cfrtyc@aol.com

◆大阪高裁、在日韓国人シベリア抑留者の控訴を棄却。「補償は立法政策に属する問題」

旧日本軍人でシベリアに抑留された在日韓国人の李昌錫(イ・チャンソク)さん(74、京都府在住)が、国籍を理由に恩給の支給請求を棄却したのは違憲として、国に処分取り消しなどを求めた訴訟の控訴審の判決が2月23日あり、大阪高裁(井筒宏成裁判長)は「恩給法の国籍条項は不合理と言えず違憲ではない。補償は立法政策に属する問題」として、一番の京都地裁判決(98年3月)を支持し、李さんの控訴を棄却した。李さんは日本軍人として敗戦を迎え、旧ソ連軍に連行されてシベリアで森林伐採などに従事。1953年京都に引き揚げたが、恩給支給については「サンフランシスコ講和条約で日本国籍を失い受給資格がない」と拒否されてきた。昨年10月の大阪高裁判決は国籍条項などについて「違憲の疑い」と指摘しており、今回の判決は「最近の司法の流れに逆行する判断」(弁護団)で、原告側は最高裁に上告する。(2/23共同・NHK)

◆日蘭首脳会談、村山談話の再確認で問題先送り。共同宣言は出せず。

日本とオランダの修交400年周年の友好ムードが演出される中でオランダのコック首相が21日来日、小渕首相と会談した。注目の第2次大戦中の捕虜・民間抑留者問題で、オランダ側はかねてから明確な謝罪の言葉を求めてきていたが、小渕首相は村山談話を「再確認」したに留まった。98年の日韓・日中の首脳会談にならった共同宣言を出す動きもあったが、明確な謝罪が盛られないことから、見送られた。日本側は「これで一区切り」をアピールしたが、コックス首相は「被害者一人ひとりにとっては(謝罪の)言葉は十分ではない。過去を誠実に見つめることが成熟した国の間には必要」(2/23朝日)と述べ、クギをさした。玉虫色の双方のコメントの結果、問題は先送りされ、5月に予定されている天皇訪問の際に改めて問題がクローズアップされることになりそう。22日東京高裁での控訴審判決のため来日していたオランダPWW訴訟原告のユングスラガーさんとオランダ対日道義請求財団副会長のバーランド・コーエンさんは「オランダ政府の外交政策が従来と変わったものではないと信じる。個人の請求権に関わる問題は各被害者個人の判断によってしか決められない」とコメントした。(2/20～23各紙から、ICN2000)

◆在米中国人被害者も日本企業責任追及の提訴に参加。三井・三菱相手に巨額の集団訴訟

22日米カリフォルニア州オレンジ郡の州上級裁判所に第2次大戦中に中国の鉱山で強制労働させられ現在米国に住む中国人や元兵らが三井・三菱グループの企業を相手取って2件の集団訴訟を起こした。中国系米国人が日本企業相手の提訴に加わったのは初めてで、原告になった当時10歳だったシャン・ティン・スンさんは、中国の鉱山で3年間働かされ、語り切れない悲惨なめにあったという。集団訴訟のため請求総額は明示されていないが、いずれも数十億ドルの規模にのぼると担当のミルバーク・ウェイス・ベルシャッド・ハynes&レラッチ共同法律事務所は予測している。同法律事務所は、ナチス強制労働被害者の訴訟を数多く手がけ、昨年12月にドイツが設立を発表した独政府・企業の共同補償基

金の交渉を主導したことで知られる。このほかにも、米独蒙の法律事務所が共同でホームページを開設して、訴訟の受付や相談に応じるなどのサービスを開始し、集団訴訟の支援体制も急速に広がってきている。(2/22時事、23毎日・夕刊、ICR2000)

◆旧日本軍独ガス被害工場民間人労働者の健康被害への救済策、旧軍人と格差是正へ

厚生省は広島県大久野島や北九州、神奈川県旧相模原海軍工廠などの旧日本軍の毒ガス製造工場で戦争中に働き、健康に障害の起きている当時民間から動員された労働者らへの救済策を2001年から広げることになった。これまで旧軍人・軍属の場合は月額34,000円の健康管理手当のほか、独ガスとの因果関係のはっきりした認定患者には療養費に加えて特別手当、医療手当など月額約14万円が支給されていた。しかし、民間人には医療手当、特別手当がなく、健康管理手当も因果関係の確認された人に限られたため、大きな格差が生じていた。管轄も旧軍人・軍属は大蔵省、民間人は厚生省と異なっていた。昨年12月に厚生省は専門家による検討委員会を発足させ、実態調査を行ってきた。今年6月頃までに民間人の健康被害を医学的に確認し、来年度予算から救済策を拡大する予定だが、法改正は不要としている。(2/20朝日)

一方、新設された「沖縄戦資料の収集整理に関する有識者会合」(沖縄開発庁総務局長の私的懇談会、座長＝渡辺昭夫青山学院大教授)の初会合が21日開かれ、沖縄戦に関する内外の公文書の目録を12月末までに作成することを決めた。(2/22毎日・読売)

◆ナチス略奪美術品返還促進のため英政府が鑑定委員会設置へ

18日英政府は、ナチス・ドイツが戦争中に略奪した美術品の返還促進のために、所有権の争いを解決する鑑定委員会を設置すると発表した。ドイツやフランスでも返還作業を進めているが鑑定の信用性をめぐって対立、紛糾することが多い。そこで、英国内の美術館や画廊の専門家によって編成される鑑定委員会が鑑定し、返還勧告を出す制度を設け、返還作業の促進を図る。鑑定結果と勧告に法的拘束力はないが、裁判になった場合、有利になる。運営費用は政府が負担する。英国にあるナチス略奪美術品の中で貴重な作品の所有権争いが約100件あり、被害者や遺族は歓迎している。(2/19毎日・夕刊)

■【紹介】映画「スペシャリスト」(BOX 東中野で公開中)

1960年にアルゼンチンで逮捕され、イスラエルに送られた後、エルサレムで裁判を受け、「人道に対する罪」などで有罪判決を下され、62年に処刑されたアドルフ・アイヒマンの裁判の記録フィルムを再編集した作品。官僚システム、組織の中の個人の責任を現代に問うアクチュアルな内容。制作は、イスラエルの新鋭映画作家のエイアル・シヴァンとロニー・ブラウマン(「国境なき医師団」名誉総裁)で、2人ともフランス生れで現在フランスで活動中。(2/8毎日・夕刊で浅田彰京大助教授が、2/22で監督者の高橋哲哉京大助教授が作品を紹介、1/29朝日「ひと」欄ではエイアル・シヴァン監督を紹介。)

【裁判情報】●3月6日(月)10:00、フィリピン「慰安婦」控訴審第5回公判、東京高裁812号(報告集会:11:00、弁護士会館1006号)●3月6日(月)15:30、731部隊細菌戦裁判第13回公判、東京地裁103号●3月7日(火)13:15、日鉄大阪裁判第10回公判、大阪地裁202号●3月7日(火)西松建設、広島地裁●3月9日(木)10:00日鉄釜石裁判第13回公判、東京地裁710号(終了後、法務省へ抗議行動。報告集会:18:30シニアワーク東京、講演「朝鮮人強制連行と未払金供託」＝古庄正)

<*掲載・紹介希望情報はFAXで03(3237)0287までお送り下さい。編集部>

戦後補償実現！FAX速報 No. 291 2000. 3. 4.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店 (普通) 071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyc@aol.com

◆英国人元捕虜らが米カリフォルニア州で日本企業に強制労働への損害賠償求め提訴

2月24日米国カリフォルニア州オレンジ郡州上級裁判所にジャパンエナジー(元日本鉱業)と同社の在米関連法人を相手取って、戦争中の強制労働に対する補償を求める集団訴訟を英国人元捕虜のアーサー・ティザリントンさん(78、英国人元捕虜組織「日本軍強制収容所生存者の会」会長)ら原告代表3人が起こした。請求額は特定せず、最終的に元捕虜や遺族500人以上が原告になると原告側は想定している。ティザリントンさんはシンガポールで捕虜になり、日本統治下の台湾の金瓜石鉱山で1942年12月から45年3月まで日本鉱山が経営する作業所で働かされて、わずかな食事で過酷な労働を強いられ、繰り返し看守の暴行を受けた。ティザリントンさんは現在東京高裁で係争中の英国等連合国元POW補償請求訴訟(98年11月東京地裁で棄却)の原告で、日米の両裁判所で併行して日本政府と日本企業相手の裁判を行う形になる。(2/25共同、26朝日・産経、本紙245・289号参照)

こうした一連の米カリフォルニア州での日本企業相手の提訴ラッシュに日本政府と企業は憂慮を深めており、産経新聞(2/23-25)は田久保忠衛氏の「『戦時賠償』警報」を連載、『正論』4月号でも緊急特集を組んで日下公人東京財団会長、高池勝彦弁護士らが日本政府と企業に「毅然とした対応」を呼びかけている。なお、強制労働・未払い賃金で韓国人元女子勤労挺身隊員らから訴えられている富山市の「不二越」は24日開かれた株主総会で、株主として出席した裁判支援者の質問に蓮野博人事部長が「未払い賃金などなかった。見解の相違」と答弁している。(2/24共同)

◆韓国挺対協の「水曜デモ」400回に、300人が日本政府に抗議

92年の宮沢首相の訪韓をきっかけに韓国挺身隊問題対策協議会が呼びかけ、毎週ソウルの日本大使館前で行ってきた「水曜デモ」が3月1日400回に達した。「3・1独立運動」の81回目の記念日とも重なり、この日は約300人の市民らが集まった。集会で被害者の沈美子(シ・ジャ)さん(77)は「過去を清算しない日本は恥ずかしい国。金大中大統領が謝罪や補償を求めないから日本政府が居丈高になる」と日韓両政府を批判、梁美康挺対協総務は「未来志向の日韓関係には反対しないが、日本政府はその前にしなければならないはず」と語った。95年の阪神大震災の時に追悼のためデモを休んだ以外、毎週デモは続けられ、ギネスブックにも登場、記録を更新中。(3/1朝日・毎日・共同)

◆フィリピンで元「慰安婦」の手を描いた作品の展示と追悼コンサート開催

2月9日から3月4日までフィリピン・マニラの GSIS 美術館でスイス在住のアイランド人画家アンドリュウ・ウォードさんが昨年台湾、韓国、フィリピンの元「慰安婦」を訪ねて描いた被害者の手のスケッチを中心にしたアート・インスタレーションが行われた。2月24日夜には、聖オーガスチン教会大聖堂で、昨年5月に亡くなった被害者のワニタ・ハモットさん(享年74歳)の追悼コンサートが行われた。同教会は戦争中に日本軍によって大虐殺が行われ、ワニタさんらが奇跡的に生き延びたゆかりの場所で、被害者約30人を含

む約700人の参加者がフィリピンの代表的なピアニストのラウル・スニコさんとジュネーブからかけつけたバイオリニストのジュリエット・ワードさんの演奏に耳を傾けた。フィリピンの女性実業家の組織「ソクタ・クラブ」、フィリピン美術協会、アジア女性人権評議会、LILA PILIPINA などが開いたもので、プログラムにはエストラダ大統領、アロヨ副大統領も賛辞を寄せた。作品は3月6日～10日にはフィリピン議会下院議場入口ロビーで展示され、6日の開会セレモニーでは下院議長も挨拶を予定。(2/25 フィリピン各紙、ICR)

◆ピノチェト元大統領、保釈されチリに帰国。今後はチリ国内での訴追の可能性追求

スペインへの身柄引渡し審理のため英国で拘束されていたピノチェト元チリ大統領は、英内務省の決定で2日保釈され、チリ空軍専用機で3日帰国した。フレイ大統領は保釈を歓迎、ピノチェト問題を国内の司法判断に委ねる方針を確認した。11日に就任するラゴス次期大統領も裁判の必要性を認めており、チリ国内でピノチェト氏が受けている約60件の刑事告発にもとづく訴追ができるかどうかは今後の焦点になる。軍政下で行方不明となっている19人の家族が2日サンチャゴ高裁に同元大統領の不逮捕特権の剥奪を申し立て、刑事告発の担当検事も免責特権剥奪を求める方針。他方、ストロー英内相は2日議会に釈放理由を説明。元大統領の健康が支障をきたし、裁判は「どの国でも公正に行えない」と述べる一方、「元大統領でも人道に対する罪では免責特権はない」とした英上院（最高裁）の決定を高く評価した。人権団体や司法関係者も「国家元首らの免責特権を崩した17ヶ月間の法廷闘争」を高く評価し、画期的な先例とする声が高まっている。(3/2・3各紙)

◆民主党が元「慰安婦」への謝罪・補償法案を確定。他党にも共同提案呼びかけ

2日民主党ネクスト・キャビネットは元「慰安婦」に謝罪を表明し、名誉回復に資するための措置を国の責任で行う「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を確定し、議員立法で国会に提出することを決定した。総理府に首相を長とする「問題解決促進会議」を設け、基本方針策定を求める内容。記者会見した千葉景子同党男女共同参画・人権・総務NC大臣(参院議員)は「国の関与を認めた93年の河野官房長官談話を踏まえて、日本の責任で被害者の名誉を回復し、金銭給付を含む対策を講じるための大きな枠組みを決めたもの」と説明。法案作成を担当した本岡昭次同党戦後処理問題プロジェクト・チーム座長(参院議員)も、国連やILOの勧告などが繰り返し出されているにもかかわらず、日本政府が何も対応していないことを指摘、「国がやらないなら、政党や国会が問題解決に踏み出していく必要がある」と述べ、他党にも共同提案を呼びかけ、今国会中に参院に提出する方針を明らかにした。(3/2共同・時事、3朝日・毎日・読売・NHK、民主党HP)

◆【裁判報告】関釜控訴審第5回公判でPTSD診断報告と2万5千人分の署名提出

2月25日広島高裁で開かれた関釜裁判控訴審第5回公判で、李英善さん(68)さんら元挺身隊員2人が意見陳述。原告側は1月に精神科医が訪韓して原告5人を診断した結果全員がPTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断された第1次報告書を基にした準備書面と韓国、カナダ、日本で集められた公正判決と日本政府の公式謝罪と賠償を求める指紋入り署名25,064人分を資料として提出した。次回公判は5月19日(金)15:00。(2/26中国・山口・朝日)

【裁判情報】●3月10日(金)10:00、中国強制連行第2次訴訟第6回公判、東京地裁706号

【お詫びと訂正】2月24日付前号の号数が間違っていました。280号ではなく290号でした。お詫びして訂正します。またFAXの発信時刻設定ミスで早朝に流れて、一部でご迷惑をおかけしました。お詫びします。

編集部・発信部

戦後補償実現！FAX速報 No.292 2000.3.16.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-15-301

FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217

受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 同 E-mail: cfrrtyc@aol.com

◆ローマ法王「過去の過ち」を認め、赦しを請う

3月12日ローマ法王聖ヨハネ・パウロ2世はバチカンのサンピエトロ寺院でカトリック教会の過去の過ちを認め、神の許しを請う特別ミサを行った。カトリックは西暦2000年をはさむ1年余を「過去を悔い改める大聖年」と位置づけ、8日に「記憶と和解、教会と過去の過ち」と題する文書を発表し、異端者・異教徒への宗教裁判・差別・迫害、十字軍の遠征、ナチスのユダヤ人迫害の容認などを「過去の過ち」として列挙し総括的に認めた上で、12日特別ミサを行い、さんげし、「赦しを請う」と呼びかけたもの。世界に10億人の信徒をもつカトリックが歴史的な罪を認めたのは2千年の教会史上初めて。ただ、ユダヤ人迫害、ホロコースト容認への謝罪は不十分で、21日からのイスラエル訪問時にさらに明確な謝罪を期待する声も強い。(3/8毎日・朝日、13朝日・毎日・読売夕刊)

◆フランスでビシー政権のユダヤ人迫害の国家責任問い1フランの国家賠償提訴

第2次大戦中にナチスに協力した仏ビシー政権の責任を追及している仏の市民団体が、ユダヤ人迫害に加担した国家の責任を明確にするため、国に1フラン(約16円)の損害賠償を求める訴えを6日パリ行政裁判所に起こした。ビシー政権の元閣僚モーリス・パボン氏が98年に「人道に対する罪」で実刑判決を受けているが、国家の責任はあいまいにされたままだった。シュベルマン仏内相は「仏共和国とビシー政権とを混同すべきではない」と請求を拒否しており、国家責任を問う象徴的な裁判となる。なお、仏議会は、ビシー政権のユダヤ人迫害を記憶にとどめ、二度と繰り返さないために「ユダヤ人犠牲者を悼む日」を設けることを2月29日全会一致で決議し、今年は7月16日と定めた。(3/2・8朝日)

◆英政府の調停でナチス略奪絵画初めて元の所有者に返還。鑑定作業の開始で混乱懸念も

英王立美術館で展示中のドイツ・バイエルン州立美術館所蔵のナチス略奪絵画が62年ぶりに英国在住のユダヤ人兄妹に返還されることが13日決まった。1924年にウィーンに住んでいた兄妹の母親の結婚祝いに兄妹の祖父が贈ったドイツ人画家の作品で、38年にナチスに奪われ、家族は英国に逃れた。兄妹が返還を求めているもの。英政府は先月略奪絵画返還促進のための鑑定委員会(本紙290号参照)を発足させ、1日に疑惑のある約350点のリストを発表した。中にはピカソやキリコなどの作品も含まれているが、すべて略奪品とは限らず、実際に返還の対象となるのは30点くらいとみている。今回返還が決まったのは英国では初のケース。在米の専門家は、略奪した絵画は約120万点と推定しているが、欧米40カ国で返還要求が出されている作品は現在約5000点。業者や美術館関係者は、疑惑のある大量の作品が展示・販売できなくなると不満を述べている。(3/7毎日、15朝日)

◆北朝鮮・補償対策委員会、日本の公式謝罪と国家補償求め、正義の運動の強化呼びかけ

朝鮮民主主義人民共和国の「従軍慰安婦」及び太平洋戦争被害者補償対策委員会は2月15日ピョンヤンで総会を開き、「国民基金」で「慰安婦」犯罪を欺こうとしたのと同じように小手先細工で元軍人・軍属にも「慰問金」支給で国家責任と補償を回避しようとし

ている日本当局を暴露・糾弾し、世界各国の団体との連帯を強化し、より積極的に謝罪と補償を求めていく”ことなどを決議し、役員に洪善玉委員長（朝鮮対外文化連絡協会副委員長）、黄虎男書記長を選出した。洪委員長は29日談話を発表し、“過去の清算問題を1日も早く公正に解決するため”、正義の運動の強化を内外の運動体などに呼びかけた。(ICR)

◆フィリピンで日本軍による男性の性暴力被害者が名乗り出、体験を証言

2月27日付の「フィリピン・スター」紙は、日本軍による性暴力被害を受けたゲイのウォルター・デンプソンさん(76)の証言を写真入りで詳しく報じた。ジャマイカ系アメリカ人医師の父とレイテ島出身のフィリピン人の母との間に生まれたデンプソンさんは日本軍占領前から5人の友人とともにマニラの夜の街で女装して暮らしていた。1943年日本兵にホテルで暴行され、憲兵隊本部で1ヵ月間暴行と陵辱を受け、掃除・洗濯・靴磨きもさせられたという。デンプソンさんは逃げ出すことができたが、仲間の一人はサンチャゴ要塞で拷問を受け、虐殺された。戦後も65年まで女装し、メーキャップの仕事をしながら生活してきた。当時の6人の中で現在生きているのは1人だけ。「もう許したつもりだが、忘れることはできない。日本人を見るとトラウマに苛まれる」と述べ、日本政府からの補償を期待していると語っている。(2/27The-Philippine Star)

◆在日の元軍人・軍属への補償法案・民主党案まとめる。「慰安婦」謝罪法案月内提案へ

9日千葉景子民主党NC男女共同参画・人権・総務担当大臣は、民主党が「特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案」をまとめたと発表した。内容は過去の分に300万円支給し、制定後は日本人と同額の「特別障害給付金」を支給するというもの。衆議院への提案をめざす。これを受けて自民党内閣部会の「在日韓国人旧軍人・軍属等に関する小委員会」(虎島和夫委員長)も15日一時金を300万円に引き上げることに決めた。自民案はいまのところ一時金のみ。3月中に自公で政策協議を行い、与党案をまとめる考え。なお、8日の衆議院内閣委員会で岩田順介(民主)、河合正智(公明)議員がこの問題で統務庁長官、青木官房長官に質問した。

一方、民主党の「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」も3月中の参議院提出めざし、調整に入っている。3月23日(木)15:00参議院議員会館第2会議室で関係団体などを対象にした説明・懇談会が開かれる。(3/7朝日、15共同、他)

◆新宿・軍医学校跡地の人骨、厚生省調査概要公表。中国で収集した戦死者の可能性も

新宿区戸山の旧陸軍軍医学校跡地から89年に発見された大量の人骨について厚生省大臣官房厚生科学課は2月末までに8年がかりの調査報告をまとめ、概要を発表した。軍医学校卒業生ら293人に調査票を送り、内144人から回答を得た内容などから「戦場から集められた戦死者等が含まれていた可能性も否定できないが、憶測の域を出ず、具体的な事実関係は不明」という結論。14日の衆議院厚生委員会で金田誠一議員(民主)が「戦後処理の一環として政府が責任をもって調査すべき」と追及したが、額賀官房副長官は「検討する」と答えるにとどまった。「軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会」(代表=常石敬一神奈川大教授)は14日緊急声明を発表し、杜撰な調査を批判。全調査結果の公表、DNA鑑定の実施、旧防疫研究室等の発掘調査、731部隊との関連の調査などを要求した。現在最高裁で審理中の人骨焼却差止訴訟にも影響しそう。(3/14朝日、他)

【裁判情報】●3月23日(木)10:30、中国遺棄毒ガス・砲弾第2次訴訟第7回公判、東京地裁709号

2000.2.26. 朝日新聞 (13面・経済)

償い事業のお届け過半数に

アジア女性基金が進めている償い事業で、「償い金」などをお届けした方はすでに150人を超えました。

アジア女性基金は、フィリピン、韓国、台湾で政府・当局等により元「慰安婦」として認定・登録された約300人の方々を対象者としており、事業を受け止めてくださった元「慰安婦」の方々はその半数を超えたことになります。

「被害者がお元気でいらしゃる内に、一刻も早く」との考え方で、政府と国民が協力して進める本事業が相当の支持を得て受け止められたことになります。

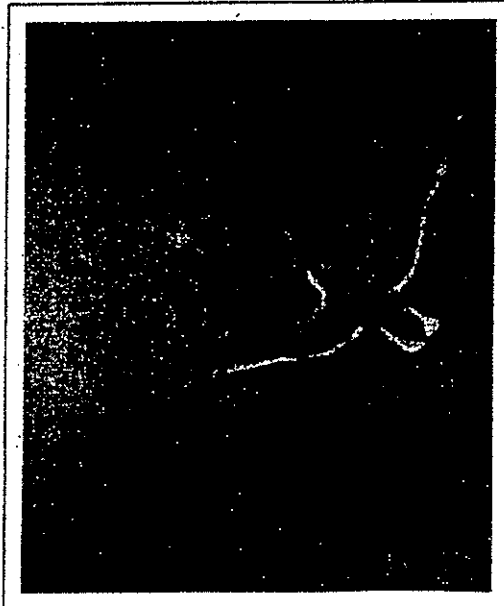
これまでに国民のみならずから寄せられた募金額は、基本財産への寄付3,800万円などを含め4億8,500万円を超えています。

さらに女性尊厳事業の推進へ

ドメスティックバイオレンス(夫や恋人からの暴力)や人身売買など、女性に対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。

アジア女性基金では、今日的な女性問題の解決のためにさまざまな事業に取り組んでいます。

今年度は、ドメスティックバイオレンスを始め、女性に対する暴力についての社会の意識向上を図るためにポスターやビデオ、Q&Aハンドブック作成などの啓発事業やセミナー、ワークショップを数多く開催しました。



女性に対する
暴力のない社会を目指して。

【平成11年度女性尊厳事業について】

- 国際会議の開催
第7回犯罪及び司法に関するアジア太平洋世界会議開催(11月・ニューデリー)
「女性と暴力」公開フォーラム(9月・東京)
- セミナーの開催
ドメスティックバイオレンスセミナー(11月～2月)
「知っておきたい児童虐待・児童ポルノ問題—守ろう子どもの人権」(12月)
「女性と性行為HIV」(共催)の開催(12月)
- 援助者のためのスキルトレーニング
援助者が直面する問題と対策—カナダのケース・あなたのケース(1月)
- ワークショップの開催
女性に対する暴力や性的虐待の相談を受けたとき(2・3月)
- 啓発ポスター・ビデオの制作
- 調査研究事業
「『援助交際』に対する男性の意識分析」や「『国際人身売買』の各国法比較調査」や「ドメスティックバイオレンスに関する実情調査」、
「武力紛争下の女性の権利」研究会の開催などを行っています。

【NGO支援事業についてのお問い合わせ】

12年度事業申請受付は4月1日から4月28日(申請書必要)です。
電話 03-3583-9322 FAX 03-3583-9321

【ハンドブック・関係資料】

- 女性の権利Q&A—国際社会の取り組みを中心に
- 女の怒り・男の困惑を越えて—キーワードで読む女性問題
- 夫やパートナーからの暴力対処マニュアル—1—認識から行動へ

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

ASIAN WOMEN'S FUND

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル
電話03-3583-9346 FAX03-3583-9347
電話03-3583-9322 FAX03-3583-9321
ホームページ: <http://www.awf.or.jp> E-mail: info@awf.or.jp

アジア女性基金制作TV番組のお知らせ

アジア女性基金事務局

3月26日(日) 16:00~16:54

TV東京 12チャンネル

報道特番 サンデースペシャル「私を殴らないで」

11年度女性尊厳事業において、ドメスティックバイオレンス(夫や恋人からの暴力)問題に焦点をあて、ポスターやビデオなどでの啓発や各地でのセミナーの開催を通じて、女性に対する暴力についての社会の意識啓発を図ってきました。

これらの事業に対して、全国の自治体、女性センター、婦人相談所、警察などから、事業推進のお便りがたくさん寄せられています。

お時間がありましたら、是非ご覧いただきたいと思います。